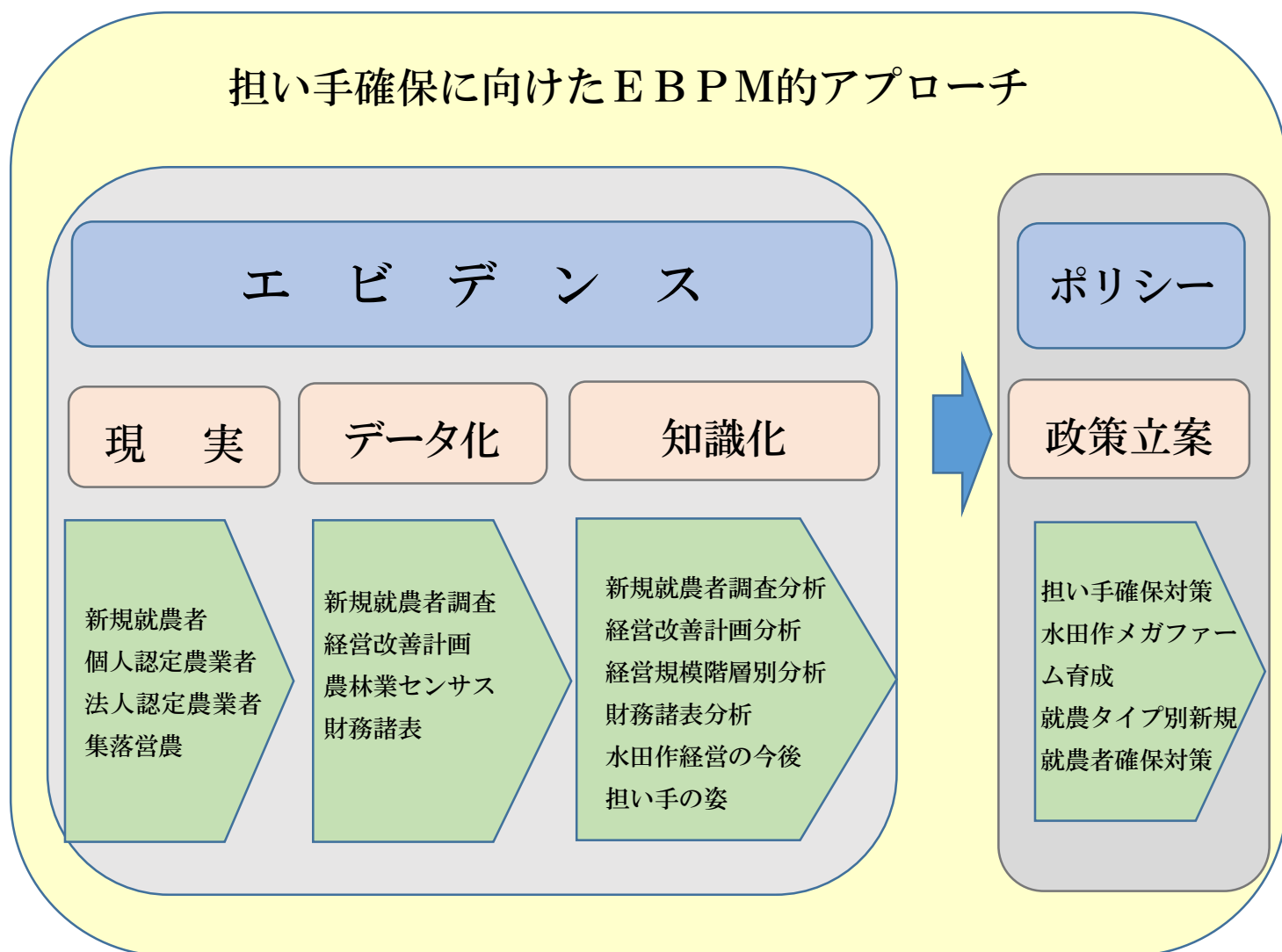


紫波町の農業の担い手確保に向けた統計分析と対応方向

～新規就農者調査、認定農業者経営改善計画、農林業センサス等の分析～

担い手確保に向けた E B P M 的アプローチ



※EBPM とは、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングで証拠に基づく政策立案

令和 6 年 1 月

紫波町産業部 産業政策監

目 次

はじめに	- 2 -
要約.....	- 3 -
第1章 新規就農者調査（農林水産省）の分析結果.....	- 6 -
1 調査の概要（農林水産省資料から転載）	- 6 -
2 就業形態別新規就農者数.....	- 8 -
3 年齢階層別の就業形態別就農者数	- 9 -
4 新規自営農業者と新規雇用就農者の属性	- 10 -
5 雇用先の農産物販売金額規模別新規雇用就農者数	- 11 -
6 部門別新規参入者数.....	- 12 -
7 新規自営農業就業者の就農以前の就業状態	- 13 -
9 新規雇用就農者の就農以前の就業状態.....	- 15 -
第2章 紫波町の認定農業者の現状.....	- 16 -
1 認定農業者の個人・法人別経営体数と経営面積	- 16 -
2 認定農業者（個人）の後継者の確保状況	- 17 -
3 認定農業者（個人）の年齢階層別後継者の確保状況	- 18 -
4 認定農業者（個人）の年齢階層別後継者有無別経営面積.....	- 19 -
第3章 紫波町の水田作経営の動向.....	- 20 -
1 水稲作付面積規模別経営体数の推移	- 20 -
2 水稲作付面積規模別の合計作付面積の推移	- 21 -
第4章 紫波町の水田作経営の法人と非法人の集落営農の財務諸表の特徴.....	- 22 -
1 売上高（収入）と経常利益（収支：収入－支出）	- 22 -
2 役員報酬と法定福利費	- 23 -
3 投資資金.....	- 24 -
第5章 水田作経営体の今後の見通し	- 25 -
1 想定される水田作経営の担い手の姿	- 25 -
2 水田作メガファームの考え方	- 27 -
3 地域の農地を一元的に管理する仕組みを構築し生産性向上.....	- 29 -
4 地域の多様な志向を持った農家と共存・共栄できる関係を構築.....	- 30 -
第6章 就農タイプ別新規就農者確保対策.....	- 31 -
1 想定する担い手の姿と新規就農タイプ.....	- 31 -
2 就農タイプ別新規就農者確保対策	- 32 -
2 新規就農者確保対策の推進体制.....	- 34 -
第7章 地域おこし協力隊による人材確保.....	- 35 -
1 地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者確保対策の事例	- 35 -
2 地域おこし協力隊を活用した新規就農者確保対策の考え方	- 36 -

は じ め に

現在、農業従事者の高齢化の進展と農業後継者の不足により、地域の農業の担い手をいかにして確保していくか最大の課題となっています。特にも、これまで兼業農家が60歳の定年後に自家の農業や地域の集落営農の働き手として農村に還流していましたが、近年の定年年齢の引き上げや再雇用制度の浸透により、60歳以上の兼業農業従事者の農業への還流が急激に減少してきています。

本報告は、農業の担い手確保方策を検討するにあたり、農林水産省の新規就農者調査、認定農業者の経営改善計画、農林業センサス、水田作経営の法人と非法人の集落営農組織の財務諸表を分析して紫波町の農業の担い手の現状と課題、水田作経営体の今後の見通しを明らかにしています。

また、本稿の分析結果に基づき今後の水田作経営の担い手のめざす姿とその担い手の姿に即した新規就農者確保対策の考え方を整理しています。

ただし、第5章水田作経営体の今後の見通し、第6章就農タイプ別新規就農者確保対策、第7章地域おこし協力隊による人材確保は、本報告書の分析結果に基づいた対応方向として整理しているもので、現時点では、農業関係機関団体と協議して組織的にオーソライズされたものではありませんのでご留意願います。あくまでも今後の検討材料としてまとめているものです。

地域で担い手不足が深刻化している中で、新規就農者の確保育成を積極的に推進することが重要なことは言うまでもありませんが、現下の農業情勢では、現在地域農業の担い手となっている認定農業者においても個人経営で後継者が確保できている割合は43%にとどまっています。

したがって新規就農者の確保対策を講じることはもとより、認定農業者の後継者確保対策も必要と考えられます。

新規就農者の確保対策を講じる場合は、具体的にどこで、新規就農者が必要なのかを明らかにして募集するとともに、募集する側で研修体制、経営開始にあたって必要になる農地、機械、施設等の支援、就農後に農業で暮らしていける経営基盤が確立できるという道筋を立てることが必要と考えます。それらの体制を整えた後に新規就農者の確保対策を進めるべきではないと考えられます。

なお、本報告書の各章に関連する産業政策監調査研究は、以下の報告書となっていますので、本報告書と併せてご覧いただくとより詳細な分析結果をご覧いただけます。

第2章 紫波町の認定農業者の現状

第1号「紫波町認定農業者の定量分析と農地の需給見通し」（令和2年10月）

第21号「紫波町の認定農業者の特徴と農地の需給見通し」（令和5年5月）

第3章 紫波町の水田作経営の動向

第22号「紫波町の作物別経営体数及び作付面積の推移と今後の見通し」令和5年6月

第4章 紫波町の水田作経営の法人と非法人の集落営農の財務諸表の特徴

第18号「財務諸表の分析に基づく紫波町の集落営農の展開方向」令和5年1月

第5章 紫波町の水田作経営の今後の見通し

第17号「地域の農地を一元的に管理する管理主体の創設」令和4年8月

要 約

第 1 章 新規就農者調査（農林水産省）の分析結果

- ・新規就農者で最も多いのは、新規自営農業就業者（親元就農）で 31,400 人（69%）、ついで新規雇用就農者が 10,570 人（23%）、新規参入者（新規就農）は 3,870 人（8%）で新規自営農業就業者（親元就農）が最も多くなっています。
- ・新規雇用就農者と新規参入者数は、横ばいに推移していますが、新規自営農業就業者は、一貫して減少しています。
- ・60～64 歳の年齢階層の新規自営農業就業者は、これまで増加していましたが、令和 4 年に減少に転じています。
- ・新規雇用就農者数は、年齢が若いほど新規就農者数が多く、20～29 歳の年齢階層が最も多くなっています。また出身別では非農家の出身者がほとんどとなっています。
- ・雇用先の農産物販売金額規模が多いほど、新規雇用者数が多く、販売金額 1 億円以上の階層の新規雇用者数が 5,120 人と最も多くなっています。
- ・部門別新規参入者は、露地野菜が最も多く、次いで果樹、施設野菜、稲作となっています。

第 2 章 紫波町の認定農業者の現状

- ・紫波町の担い手の構成は、個人の認定農業者が 143 経営体（73%）で最も多く、次いで法人の認定農業者が 33 経営体（17%）、認定新規就農者は 20 経営体（10%）となっています。
- ・認定農業者の経営面積、目標面積、拡大目標面積は、法人と個人がほぼ同程度となっており、今後、地域の農地を維持管理していく担い手として、法人と個人の認定農業者を維持確保していく必要があります。
- ・個人経営の認定農業者の後継者数は、共同申請の認定農業者が 8 人、個人申請の認定農業者が 57 人で、後継者の確保割合は、共同申請が 80%、個人申請が 43%となっています。
- ・認定農業者の年齢が 65 歳以上で後継者がいる経営体の経営面積の合計は 376ha、65 歳以上で後継者がいない経営体の経営面積の合計が 210ha あり、今後の農地の荒廃が懸念されます。

第 3 章 紫波町の水田作経営の動向

- ・水稲作付面積規模別経営体数は、2.0ha 以下では減少し、2.0ha 以上が増加しています。2015 年～2020 年にかけての増加数では、3.0ha 以上の規模階層の経営体の増加数が多くなっています。したがって紫波町の水稲作経営の分解基軸は 3.0ha 程度とみられます。
- ・作付面積規模階層別の水稲作付合計面積は、作付面積規模 2ha～30ha の階層と 150ha 以上の規模階層で面積が増加していますが、30ha～100ha の規模階層では、作付面積が減少しています。5ha～20ha の規模階層の作付面積は大幅に増加しています。
- ・この理由は、規模の大きい個人経営体と大規模法人では、作付面積が増加しているものの、作付面積規模が 30ha～100ha に属している非法人の集落営農が作付面積を減少させているためではないかと推察されます。

第4章 紫波町の水田作経営の法人と非法人の集落営農の財務諸表の特徴

- ・水田作経営の法人（以下法人という）の売上高と非法人の集落営農（以下集落営農組織という）の収入を比較すると100ha未満の規模階層では、法人の売上高と集落営農組織の収入はほぼ同じ水準となっています。
- ・法人の経常利益と集落営農組織の収支（収入－支出）を比較すると、すべての規模階層で法人の経常利益の方が上回っています。これは、集落営農組織では、構成員に作業委託費、機械使用料、圃場管理費等を支払っているため収支の金額が少なくなっています。
- ・法人と集落営農組織の役員報酬は大きな差があり、集落営農組織では、経営規模に関わらずほぼ一定で、高くても225,000円となっていますが、法人の場合は、経営規模が大きいほど役員報酬が多くなり、100ha以上の経営規模階層では、役員報酬が8,060,000円となっています。
- ・法人では、法定福利費も計上されており、100ha以上の経営規模階層の法定福利費は3,202,691円となっています。
- ・法人が投資に回す資金として積み立てている農業経営基盤強化準備金は、経営規模が大きいほど金額が多い傾向が見られます。
- ・法人が投資に回せる投資余力を「投資余力＝農業経営基盤強化準備金＋当期純利益」として試算すると、経営規模が大きいほど投資余力金額が大きく、100ha以上の経営規模階層では19,251,610円となっています。

第5章 紫波町の水田作経営の今後の見通し

- ・今後、地域の大規模法人に農地が集積されていくと見込まれ、各地区に地域の農地の受け皿の核となる100haを超える経営体として水田作メガファームを育成していくことが必要と考えられます。
- ・また、法人と同程度の経営面積、拡大目標面積を持っている個人の認定農業者についても経営基盤の強化と経営規模の拡大を図りながら地域の農地を引き受けていくことが必要と考えられます。
- ・非法人の集落営農は、今後法人化して経営基盤を強化していくのか、それとも法人化が困難なのかを見極め、法人化が困難な場合には、既存の集落営農組織を母体にして地域の農地を一元的に管理する主体を創設することも有効な取り組みであると考えられます。
- ・水田作メガファームとは、将来にわたり地域の農地の受け皿となる大規模法人経営体
法人形態：株式会社、農事組合法人、一般社団法人
経営規模：100ha～1,000ha
営農形態：水稻＋畑作（麦、大豆、子実トウモロコシ）＋機械化野菜（タマネギ、ジャガイモ等）
労働力：経営者＋雇用従業員（他産業並みの給与水準と法定厚生福利費（厚生年金、社会保険））
資本装備：大規模畑作機械体系、スマート農業機械（ロボットトラクタ、自動操舵田植機、水管理システム、ドローン、ラジコン除草機、スマート乾燥調製施設、経営管理システム）
- ・水田作メガファームや個人経営の認定農業者の農作業を効率的に行うために農地中間管理事業を活用し、地域の農地を一元的に管理する仕組みを構築することが効果的と考えられます。
- ・また地域には、多様な志向を持った農家がいることから、それぞれの意向が反映され共存・共栄できる仕組みを構築する必要があります。

＜農家の志向別参画方法＞

- ・規模縮小志向の農家の農地を一元的管理主体が借地し直営で経営し借地料を支払う。
- ・自作志向の農家で水管理や除草作業が出来る農家には管理作業を委託し管理料を支払う。
- ・規模拡大志向の農家で大型農業機械を所有している農家には特定農作業委託し販売権を与える。

第6章 就農タイプ別新規就農者確保対策

- ・紫波町の想定する担い手の姿に即して就農タイプ別に新規就農者の確保対策を講じ、担い手を確保していくことが効果的ではないかと考えられます。

<想定される就農タイプ>

①水田作メガファーム就農タイプ

- ・地域の農地の受け皿の核となる 100ha を超える大規模水田作経営体として水田作メガファームを育成する。
- ・水田作メガファームを育成していくために経営管理のスキルのある人材を地域おこし協力隊制度を活用して広く募集し、退任後水田作メガファームの職員として雇用就農する。

②認定農業者継承就農タイプ

- ・地域の農業の担い手となっている認定農業者の後継者を確保する。
- ・認定農業者の経営資源を親族の後継者が継承して就農する。

③認定農業者第三者継承就農タイプ

- ・認定農業者で後継者がいない経営体の経営資源を継承して就農を希望する第三者を募集し、認定農業者のもとで研修して就農する。

④J A ブランド品目就農タイプ

- ・J A のブランド品目に限定して新規就農者を募集し、J A 専門部会が中心となって技術習得や経営開始を支援する。

⑤農村移住就農タイプ

- ・定住人口を増やすために半農半 X や農ある暮らしのライフスタイルを実現したい人を募集し、紫波町に移住して就農する。

第1章 新規就農者調査（農林水産省）の分析結果

1 調査の概要（農林水産省資料から転載）

○調査の目的

本調査は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に基づき、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を推進するため、新規就農者数（雇用による新規就農者及び新規参入者数を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

○用語の説明

新規就農者 次の3者を新規就農者とする。

①新規自営農業就農者

個人経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

②規雇用就農者

調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。

③新規参入者

土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。

なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

<新規学卒就農者>

新規就農者のうち、自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者をいう。

<新規自営農業就農者のうち、「新たに親の農業経営を継承」>

新たに親の農業経営を継承して経営の責任者になった者（共同で農業経営を継承した者を含む。）をいう。

<新規自営農業就農者のうち、「新たに親の農業経営とは別作物等を開始」>

新たに親とは別の作物（品目）で農業経営（農業生産関連事業（「農作物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業を含む。))を開始し、その経営の責任者になった者をいう。

<新規雇用就農者の「就業上の地位」>

「役員」とは、農業経営に責任を負っている者、又は業務執行、会計監査等の権限を有する者をいい、「構成員」とは、任意組織等の法人格を持たない組織で経営に関与している者をいう。「その他」とは、「役員」及び「構成員」以外をいう。

<新規参入者の「部門」>

新規参入の時に主体として取り組むこととしている部門をいう。

新規就農者調査の定義

		就業の形態			新規就農
		自営農業への 従事が主	法人等に常雇 いとして雇用	新たに農業 経営を開始	次のいずれかに該当する者
就農前の主な状態	学生	新規学卒就農者			(1) 新規自営農業就農者 家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者
	他に雇われて勤務が主	新規自営農業就業者	新規雇用就農者	新規参入者	(2) 新規雇用就農者 調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用され、農業に従事した者 (3) 新規参入者 調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者
	家事・育児・その他	(1)	(2)	(3)	○新規学卒就農者 新規自営農業就業者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び新規雇用就農者で雇用される直前に学生であった者

新卒、離職、定年で自家農業に従事、親元就農

新卒や他産業従事者が新規に農業に参入

○調査時期

令和5年2月1日現在 （調査期間 令和4年2月1日～令和5年1月31日）

2 就業形態別新規就農者数

- ・就業形態別新規就農者数は、新規自営農業就業者 31,400 人（69%）、新規雇用就農者 10,570 人（23%）、新規参入者 3,870 人（8%）で新規自営農業者（親元就農）が最も多くなっています。
- ・新規雇用就農者と新規参入者数は横ばいですが、新規自営農業就業者（親元就農）は、一貫して減少しています。

図1-1 就業形態別新規就農者数（人）

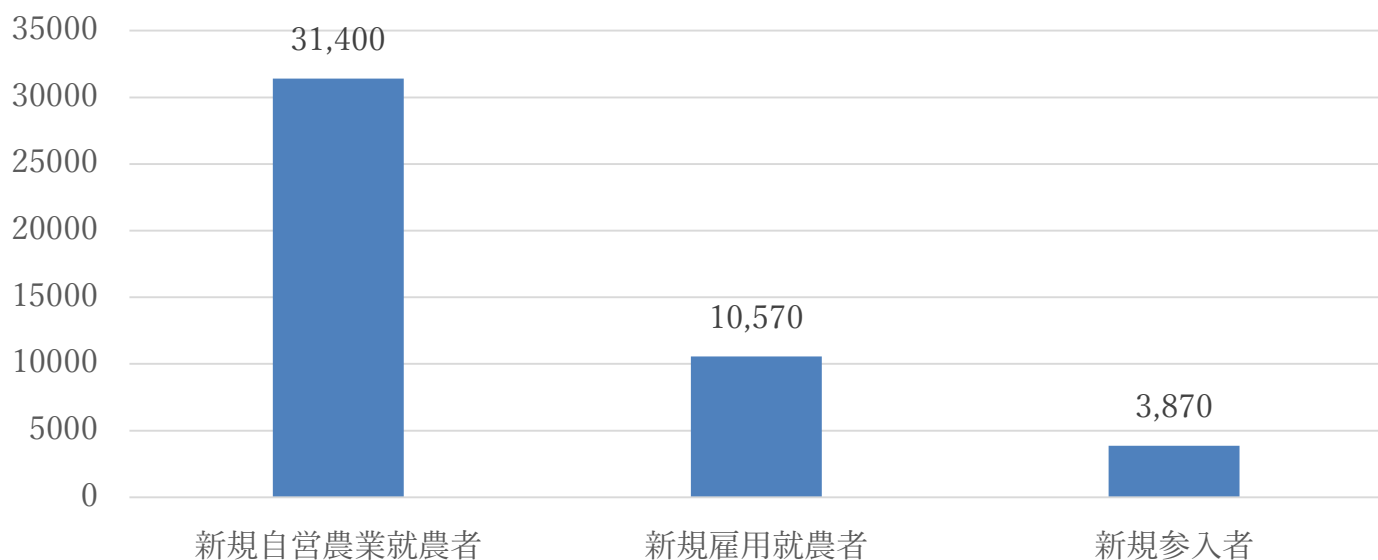
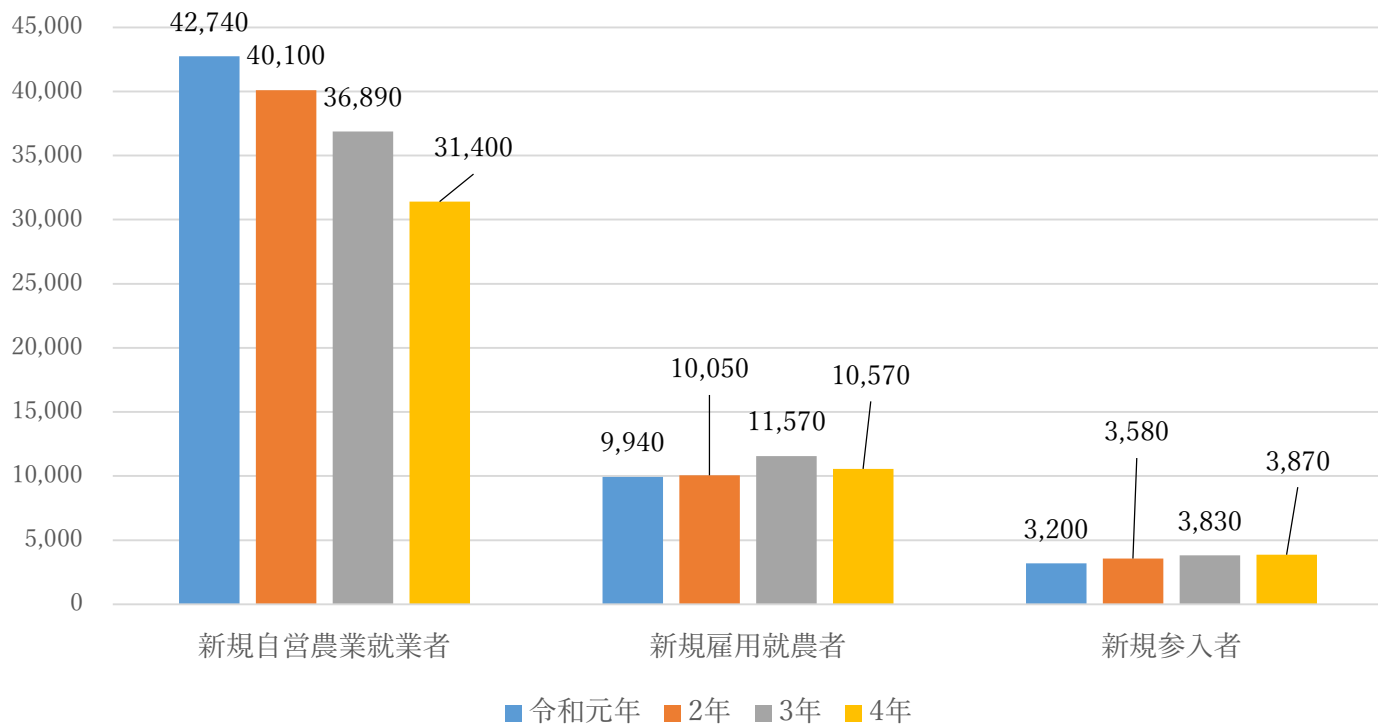


図1-2 就業形態別新規就農者数の推移（人）



3 年齢階層別の就業形態別就農者数

- ・就業形態別新規就農者数を年齢階層別にみると39歳以下では、新規雇用就農者数がもっとも多くなっていますが、40歳以上では新規自営農業就農者が最も多くなっています。
- ・新規就農者数が最も多いのは、65歳以上の新規自営農業就農者で15,660人となっています。
- ・新自営農業就農者数は、59歳以下の年齢階層では、減少傾向で推移しています。
- ・60～64歳の年齢階層では、これまで増加してきましたが、令和4年から減少に転じています。

図1-3 年齢階層別の就農形態別就農者数（人）

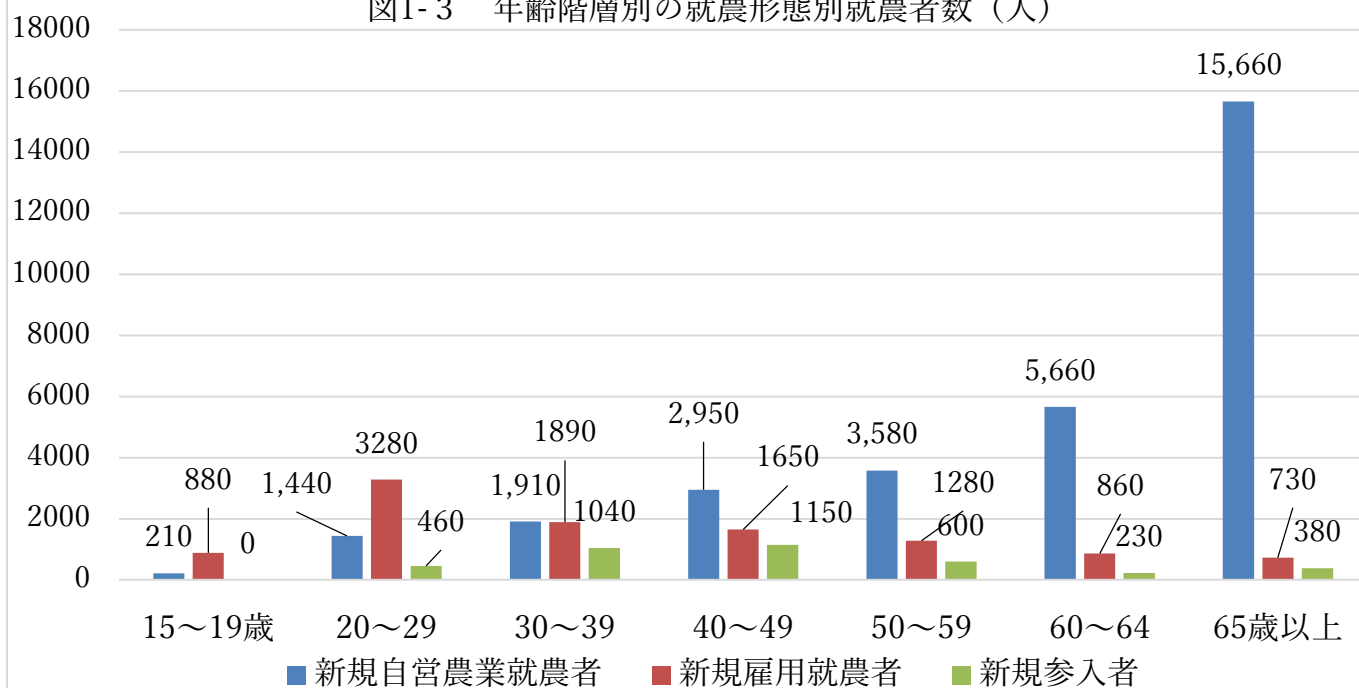
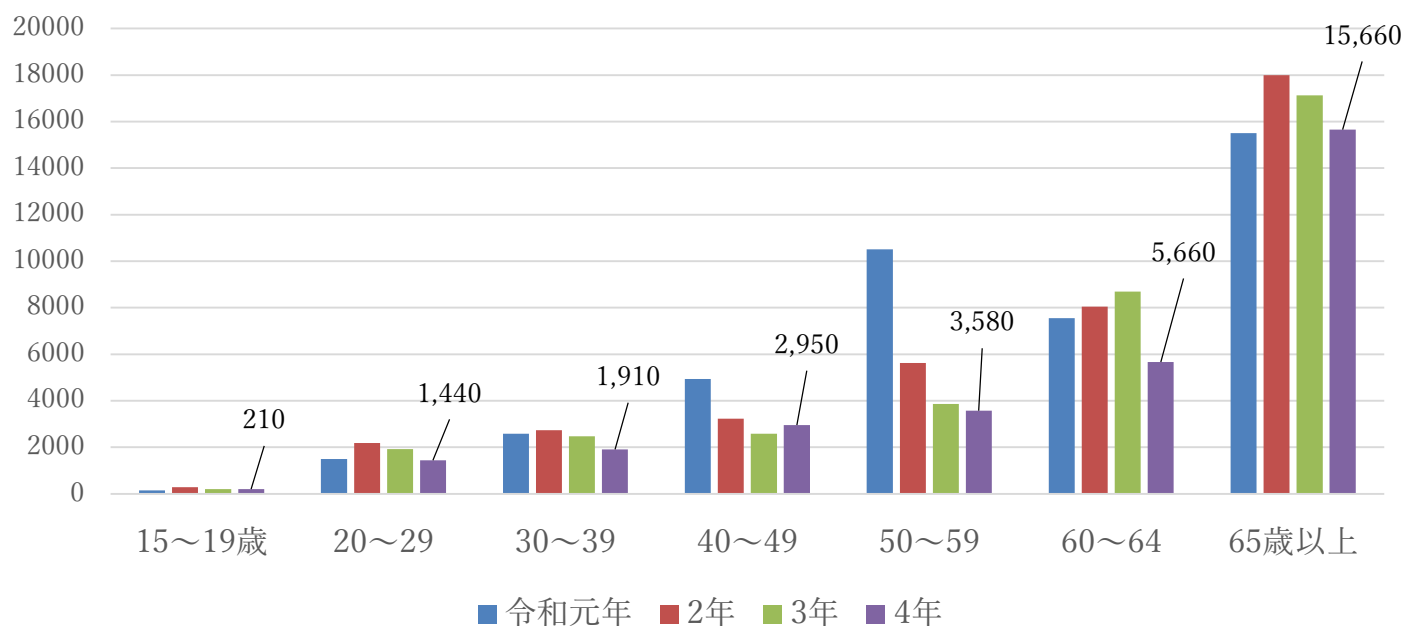


図1-4 年齢階層別の新規自営農業就農者数の推移（人）



4 新規自営農業者と新規雇用就農者の属性

- ・新規自営農業就農者数は、年齢が高いほど就農者数が多く、65歳以上が15,660人と突出して多くなっています。新規学卒就農者は、29歳以下が多くなっていますが、全体で680人（2%）となっています。
- ・新規雇用就農者数は、年齢が若いほど就農者数が多く、20～29歳の階層が3,290人と最も多くなっています。出身別では非農家の出身者が9,150人（87%）で、ほとんどが非農家出身となっています。

図1-5 年齢階層別新規自営農業就農者数（人）

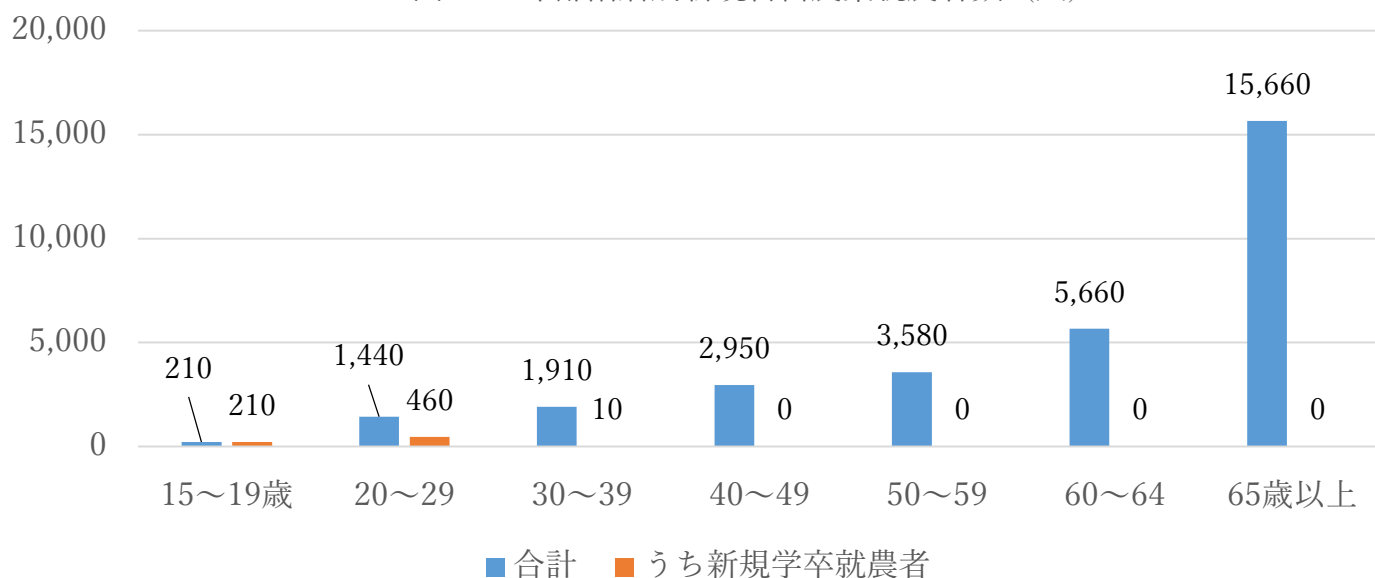
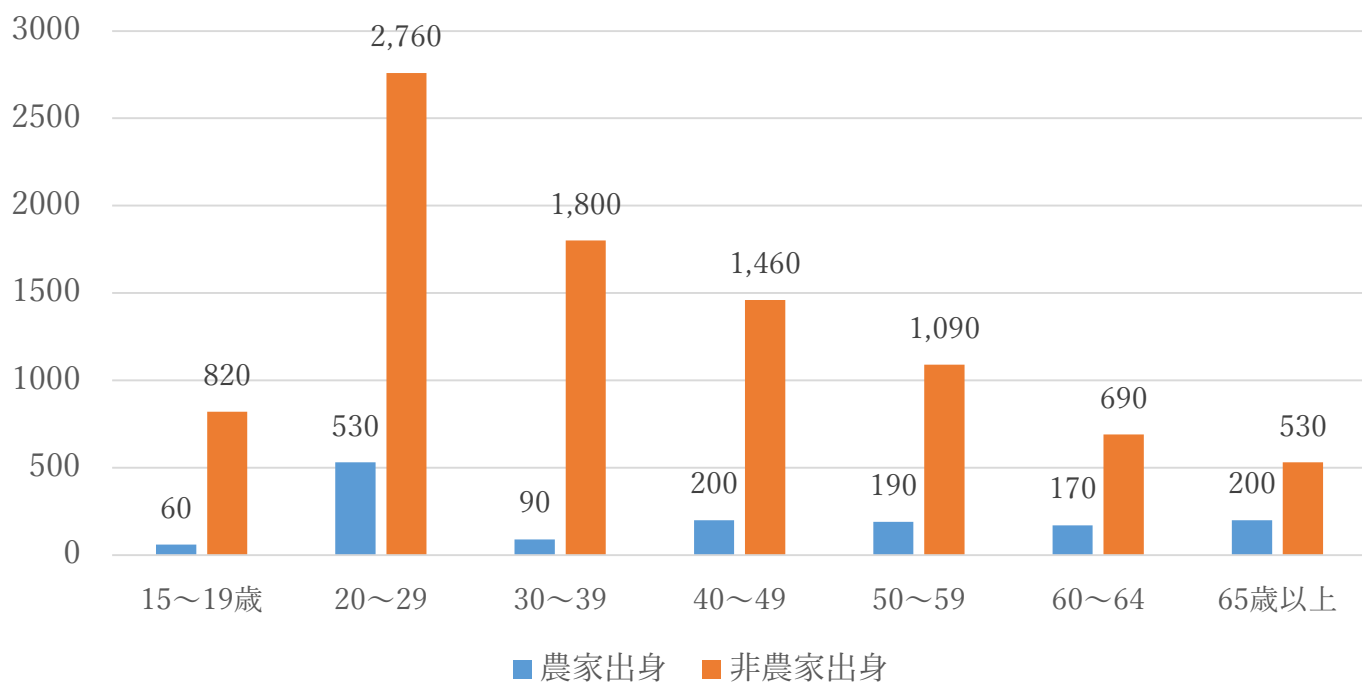


図1-6 年齢階層別新規雇用就農者数（人）



5 雇用先の農産物販売金額規模別新規雇用就農者数

- ・新規雇用就農者数は、雇用先の農産物販売金額規模が多いほど多くなっています。
- ・特に販売金額 1 億円以上の階層の新規雇用者数は 5,120 人と最も多くなっています。
- ・新規雇用就農者の就業上の地位は、役員・構成員は 1,300 人（12%）でほとんどが従業員として雇用されています。

図1-7 雇用先の農産物販売金額規模別新規雇用就農者数（人）

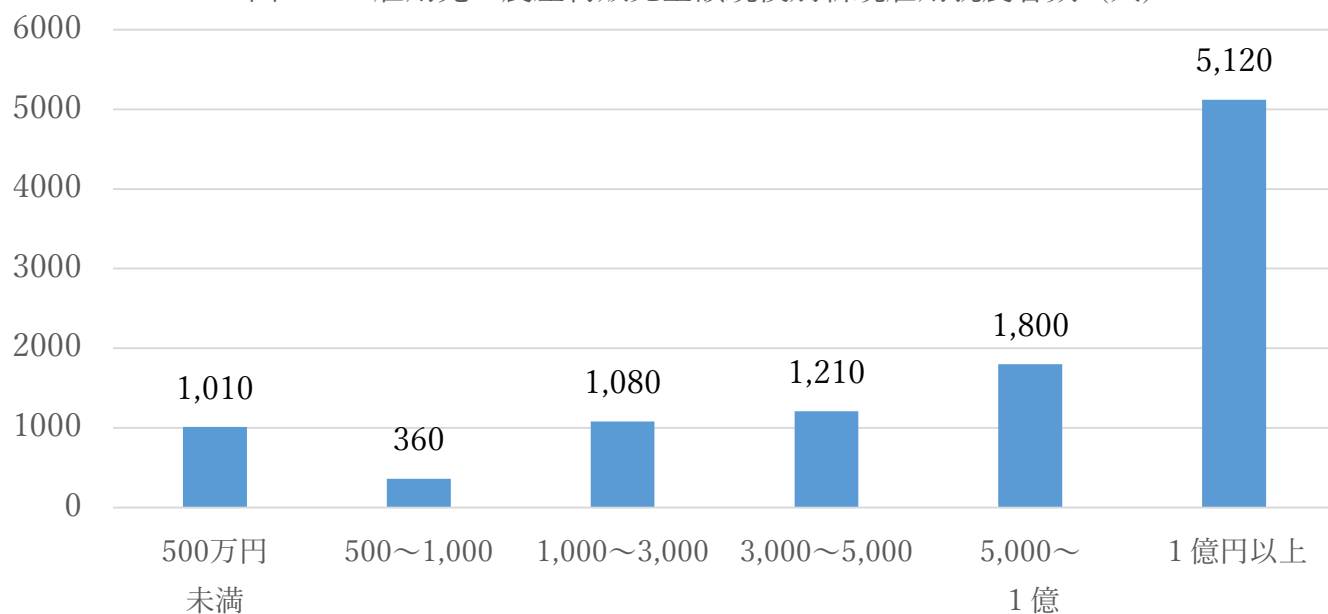
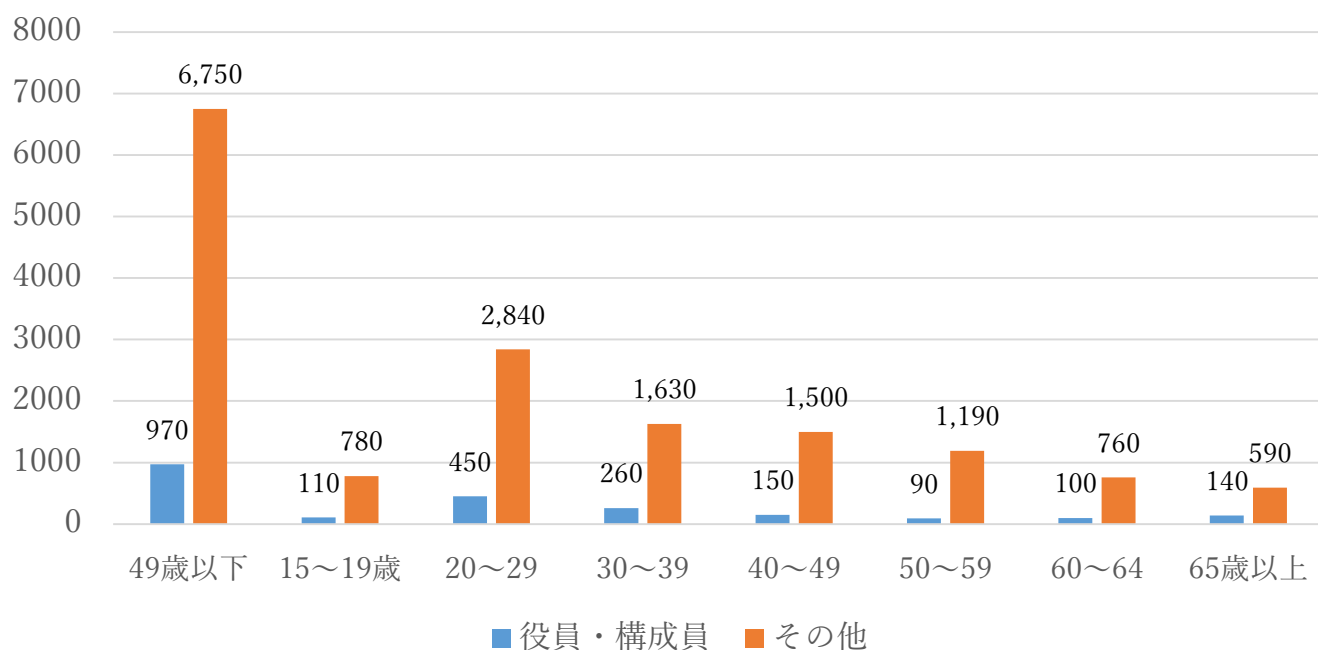


図1-8 就業上の地位別新規雇用就農者数（人）



6 部門別新規参入者数

- ・部門別新規参入者は、露地野菜が1,370人で最も多く、次いで果樹、施設野菜、稲作となっています。
- ・施設野菜、酪農、肉用牛では、40歳以下の若い新規参入者の構成割合が多くなっていますが、水稻では、60歳以上の新規参入者の構成割合が多くなっています。

図1-9 部門別新規参入者数（人）

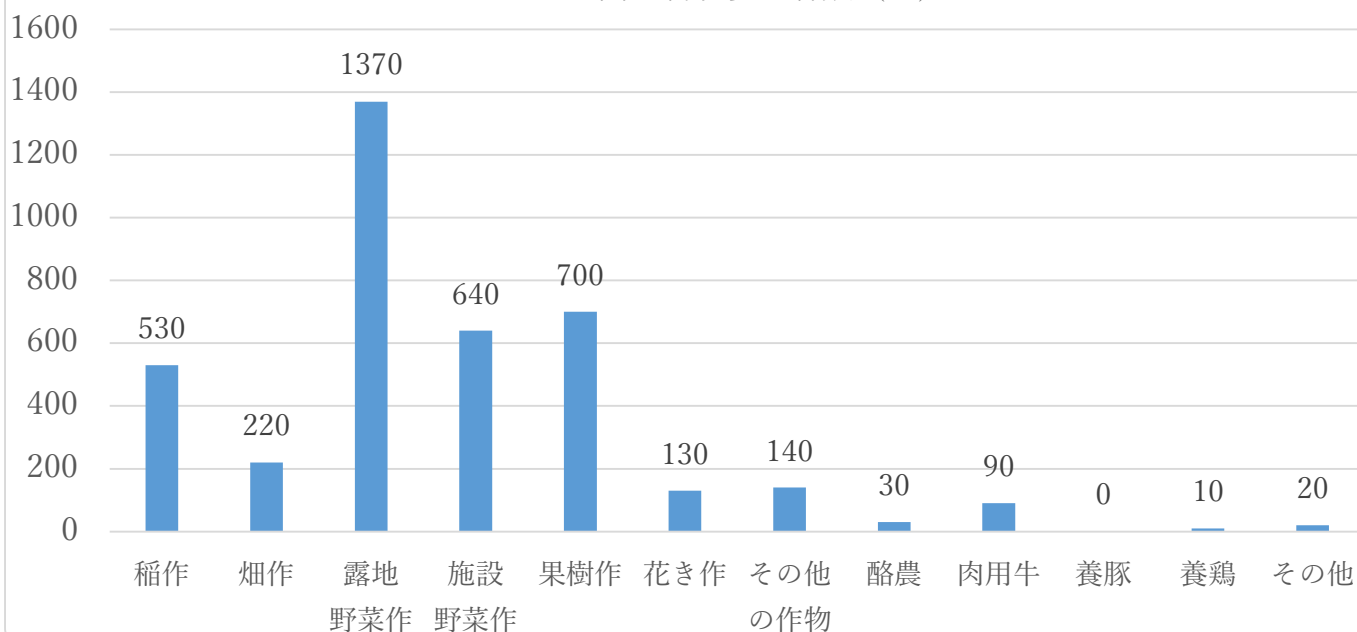
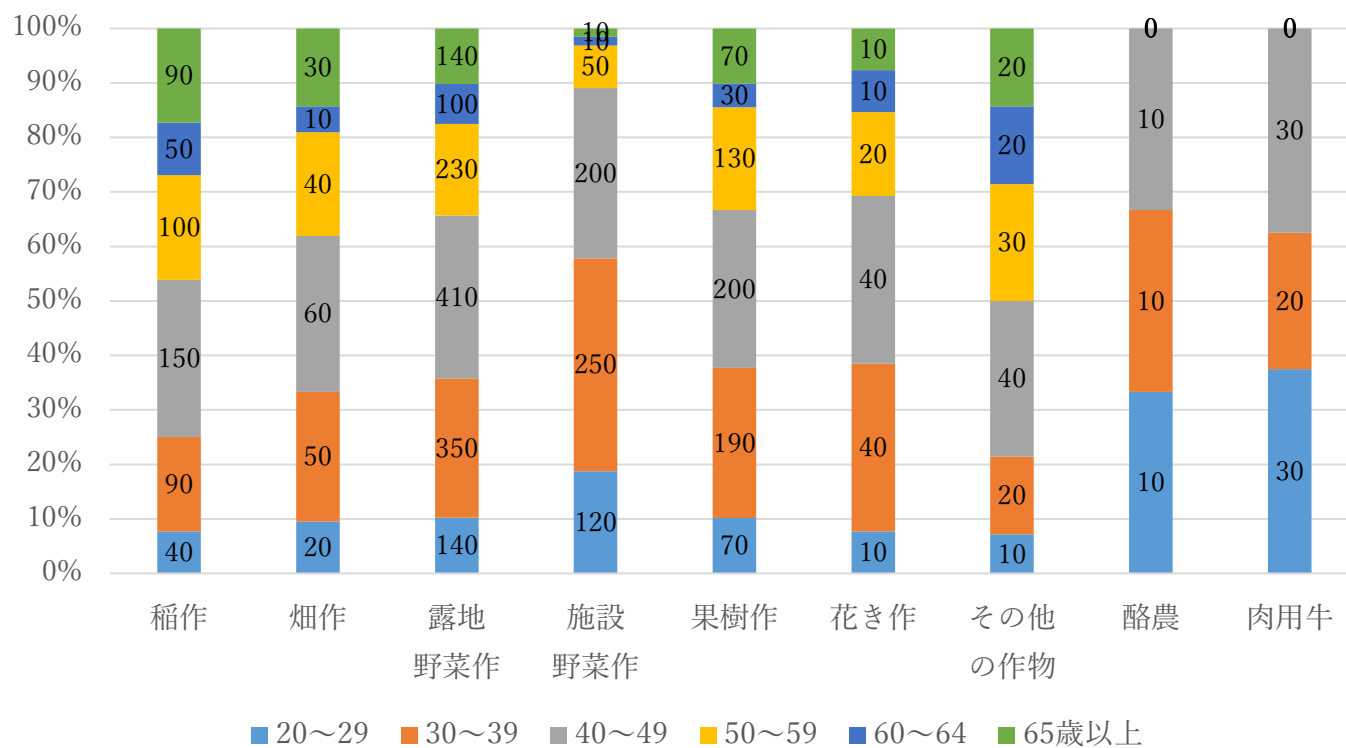


図1-10 部門別の年齢別新規参入者（人、%）



7 新規自営農業就業者の就農以前の就業状態

- ・新たに自営農業が主となった世帯員の就農以前の就業状態は、他に勤務が 30,720 人（52%）と最も多く、学生は 680 人（1%）となっています。
- ・年齢別では、65 歳以上が最も多く、学生は 29 歳以下が多くなっています。

図1-11 新規自営就農者の就農以前の就業状態（人、%）

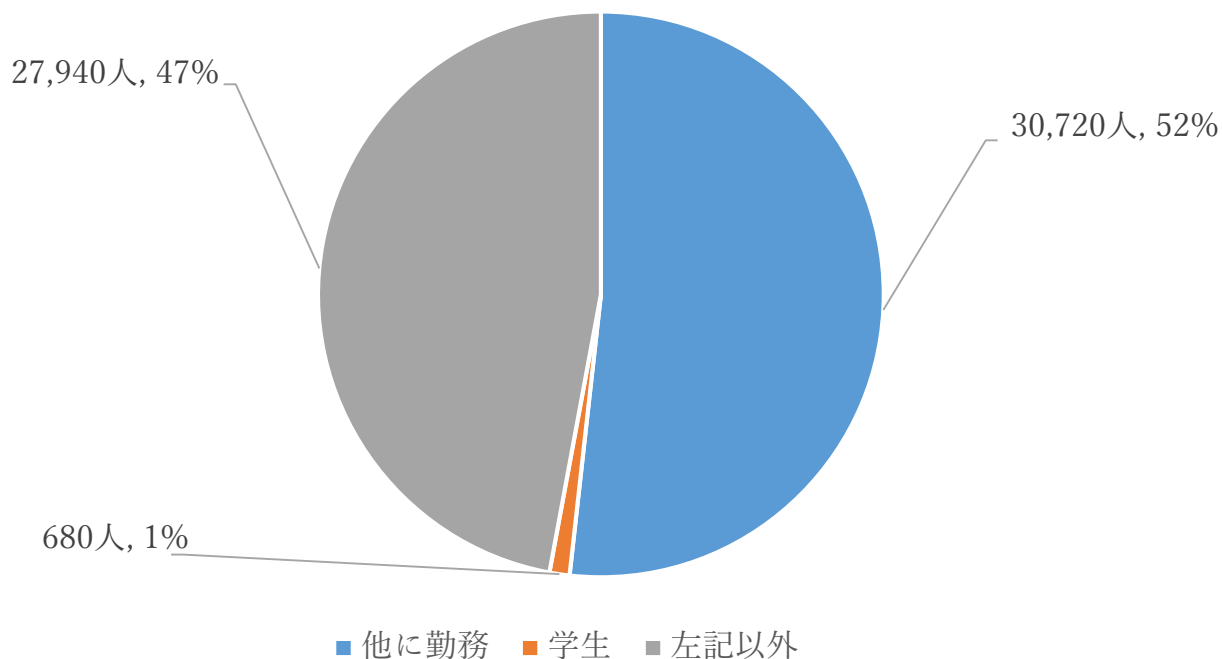
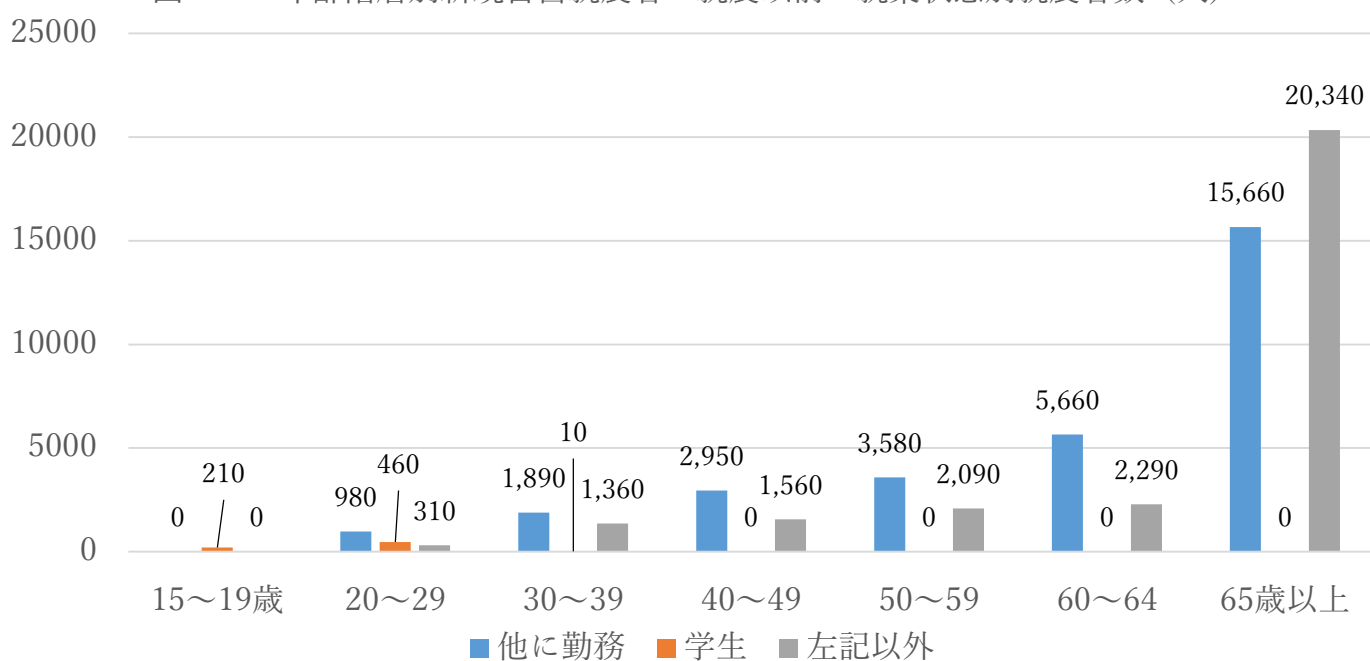


図1-12 年齢階層別新規自営就農者の就農以前の就業状態別就農者数（人）



8 新規自営農業就農者の参入形態

- ・新規自営農業就農者の参入形態は、新たに親の農業経営を継承するという親元就農 5,940 人（86%）がほとんどで、新たに親の経営とは別作物等を開始は 600 人（9%）となっています。

図1-13 新規自営農業就農者の参入形態（人、%）

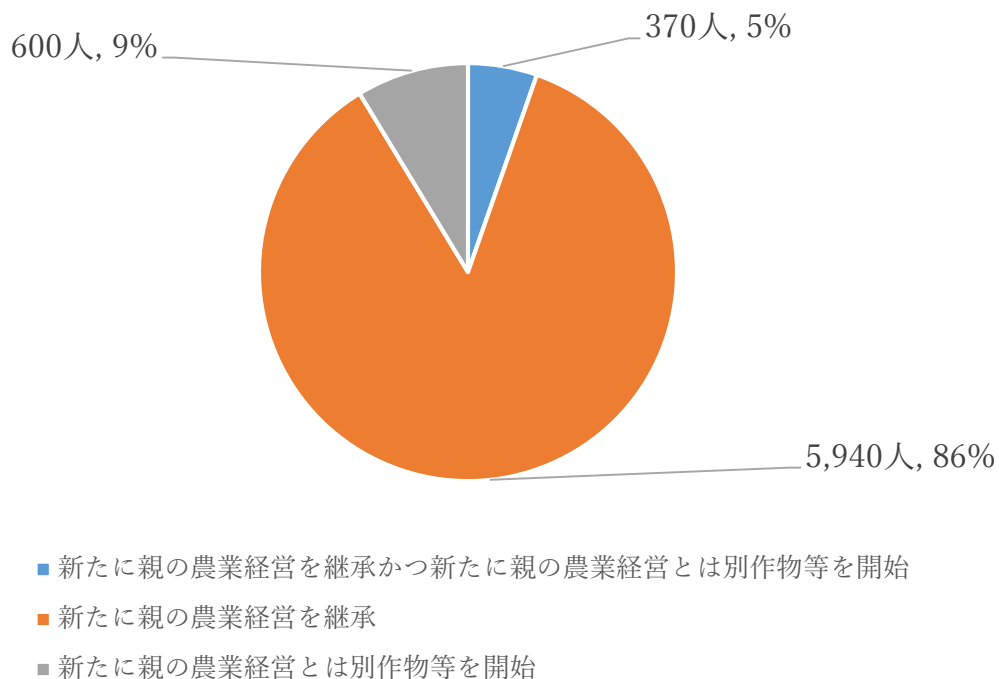
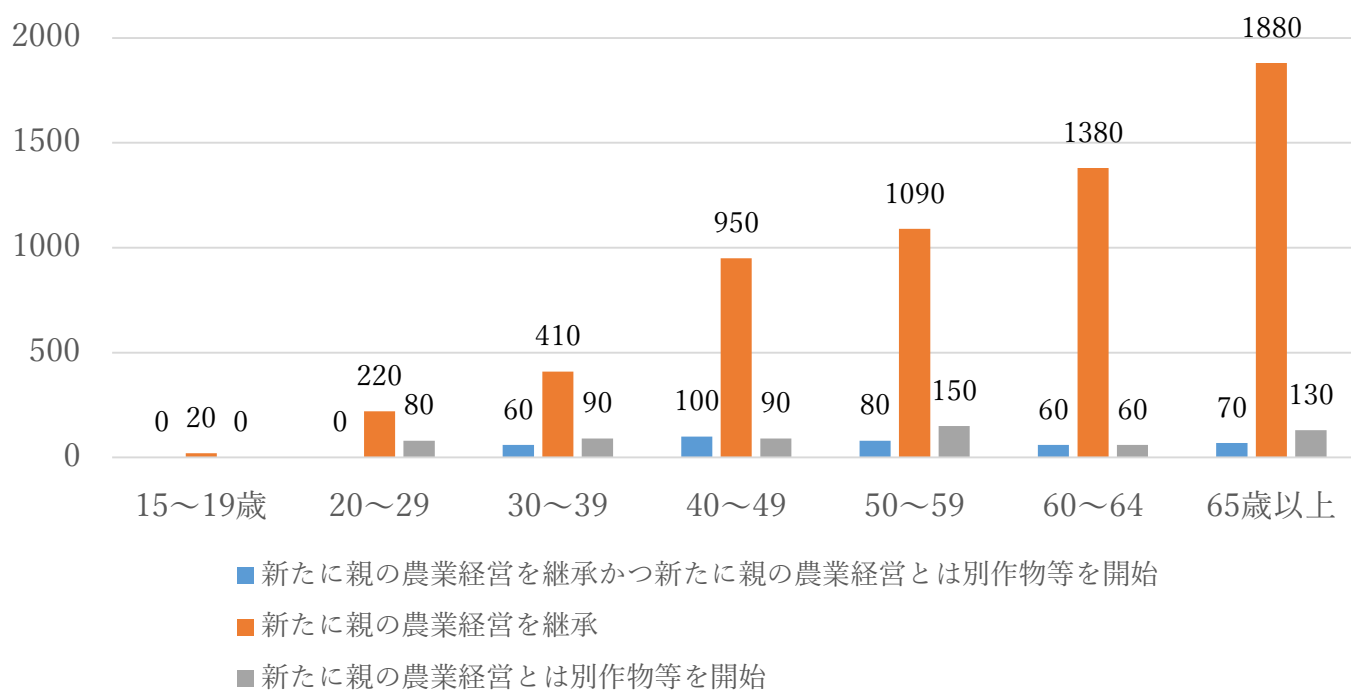


図1-14 年齢階層別新規自営農業就農者の参入形態別就農者数（人）



9 新規雇用就農者の就農以前の就業状態

- ・新たに雇用された者の前の就業状態は、農業以外に勤務が7,210人（56%）で最も多くなっています。
- ・年齢階層別では、29歳以下では学生が多く、30～39歳では、家事・育児・その他が多く、40～64歳では、農業以外に勤務が多くなっています。
- ・65歳以上では自営農業が多くなっているのが特徴です。

図1-15 新規雇用就農者の以前の就業状態別就農者数（人）

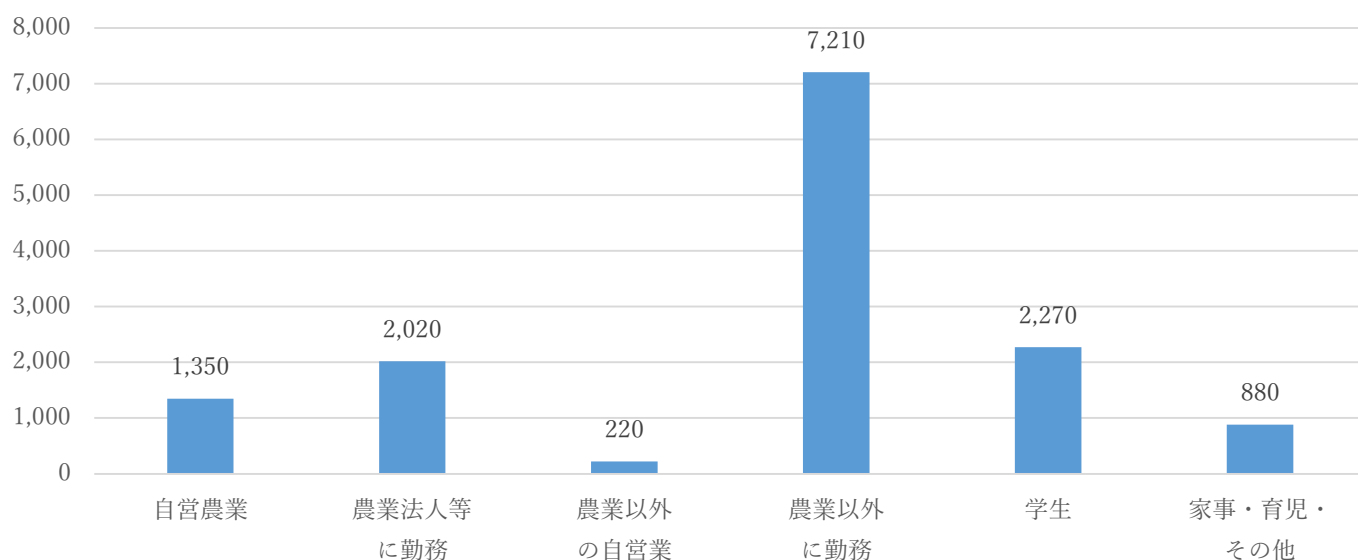
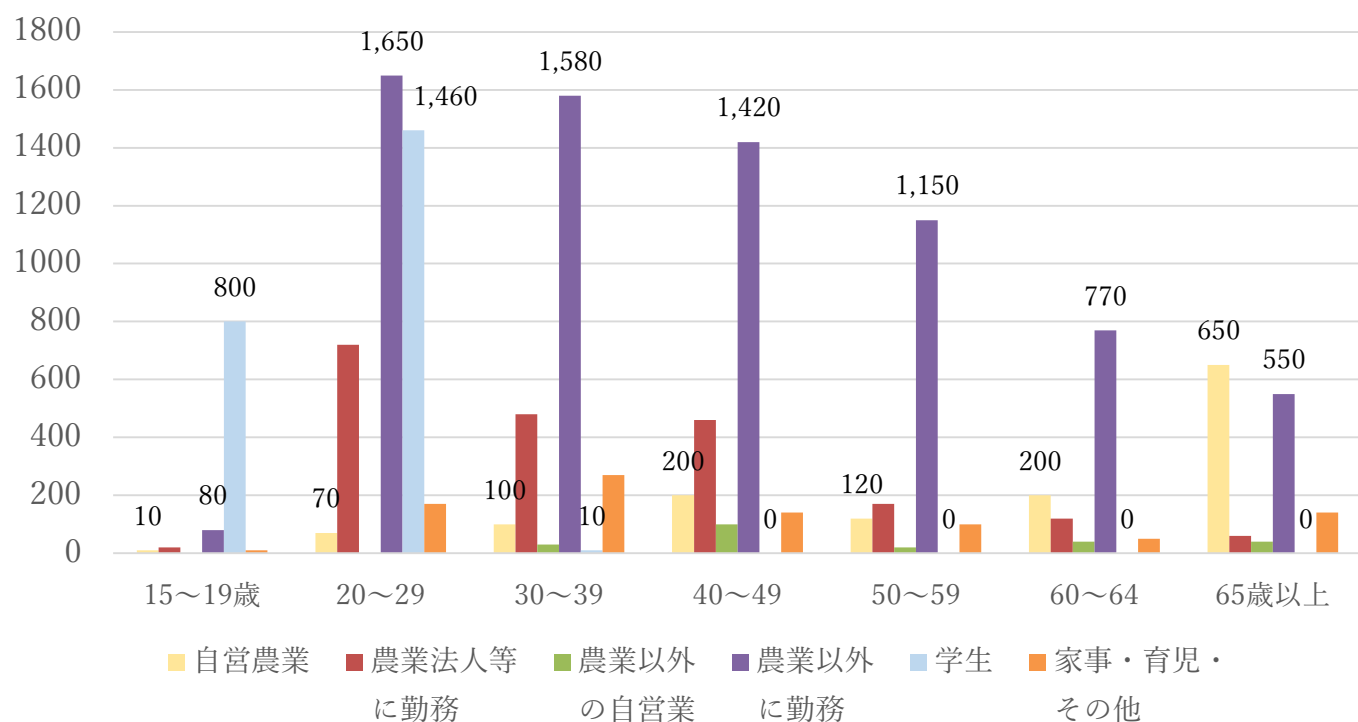


図1-16 年齢階層別新規雇用就農者の以前の就業状態別就農者数（人）



第2章 紫波町の認定農業者の現状

1 認定農業者の個人・法人別経営体数と経営面積

- ・経営体数は、個人の認定農業者が133経営体（76%）で最も多く、次いで法人の認定農業者が33経営体（19%）、共同申請の認定新規就農者が10経営体（5%）となっています。
- ・経営面積、目標面積、拡大目標面積は、法人と個人がほぼ同程度となっており、今後の農地の引き受け手として、法人と個人の認定農業者を維持確保していく必要があります。

図2-1 認定農業者の経営体数（経営体）

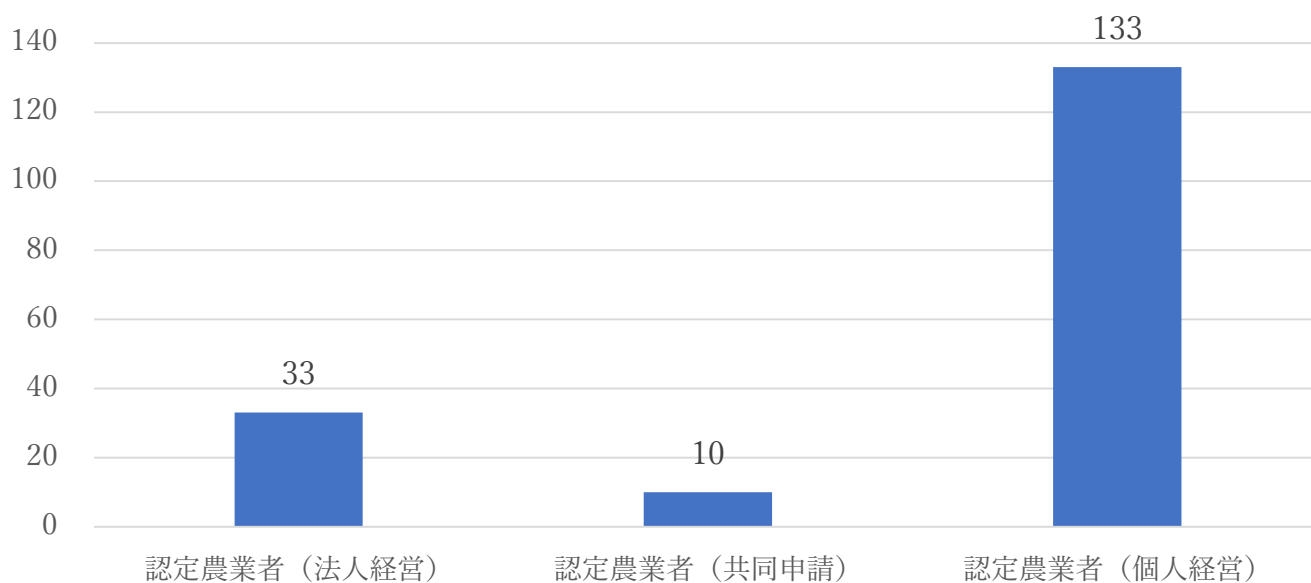
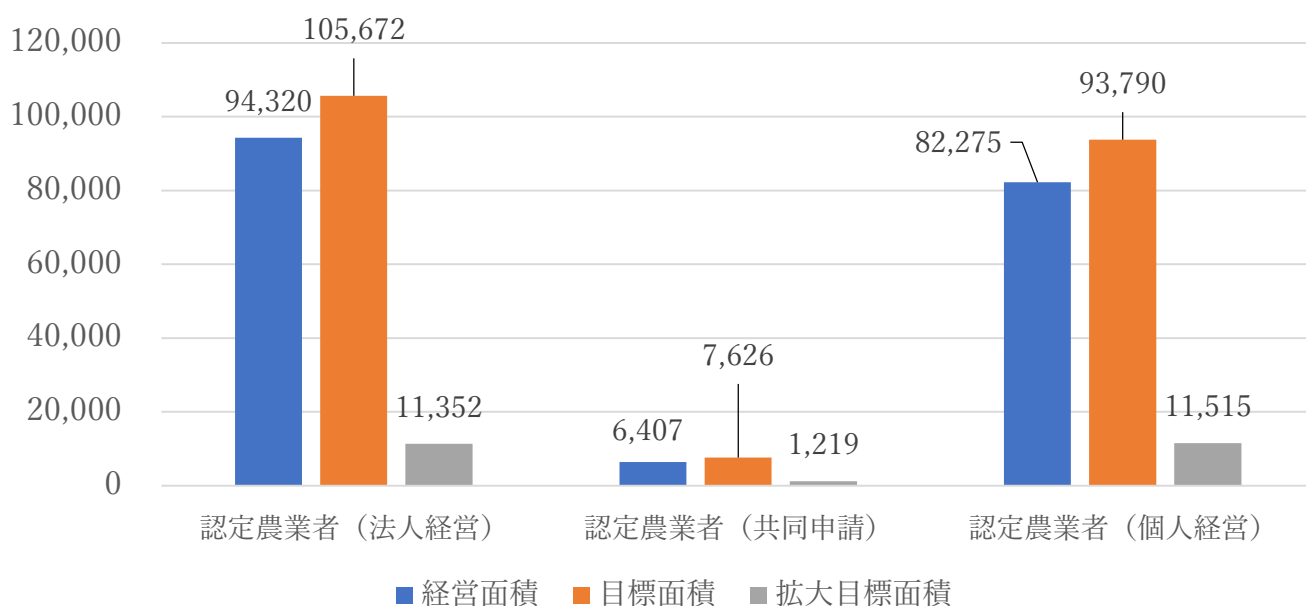


図2-2 認定農業者の経営面積・目標面積・拡大目標面積（a）



2 認定農業者（個人）の後継者の確保状況

- ・個人経営の認定農業者の中で後継者がいる経営体数は、共同申請の認定農業者が8経営体、個人申請の認定農業者が57経営体となっています。
- ・後継者がいる認定農業者の割合は、共同申請が80%、個人申請が43%となっています。

図2-3 後継者がいる認定農業者数（経営体）

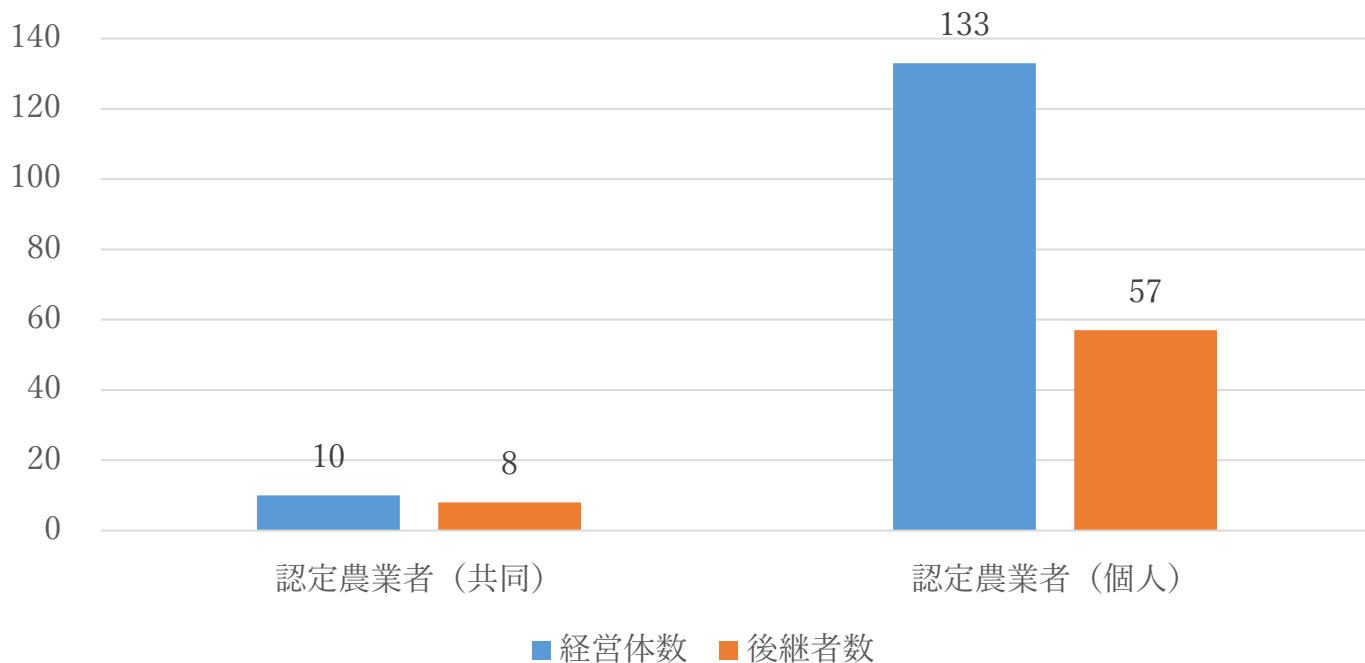
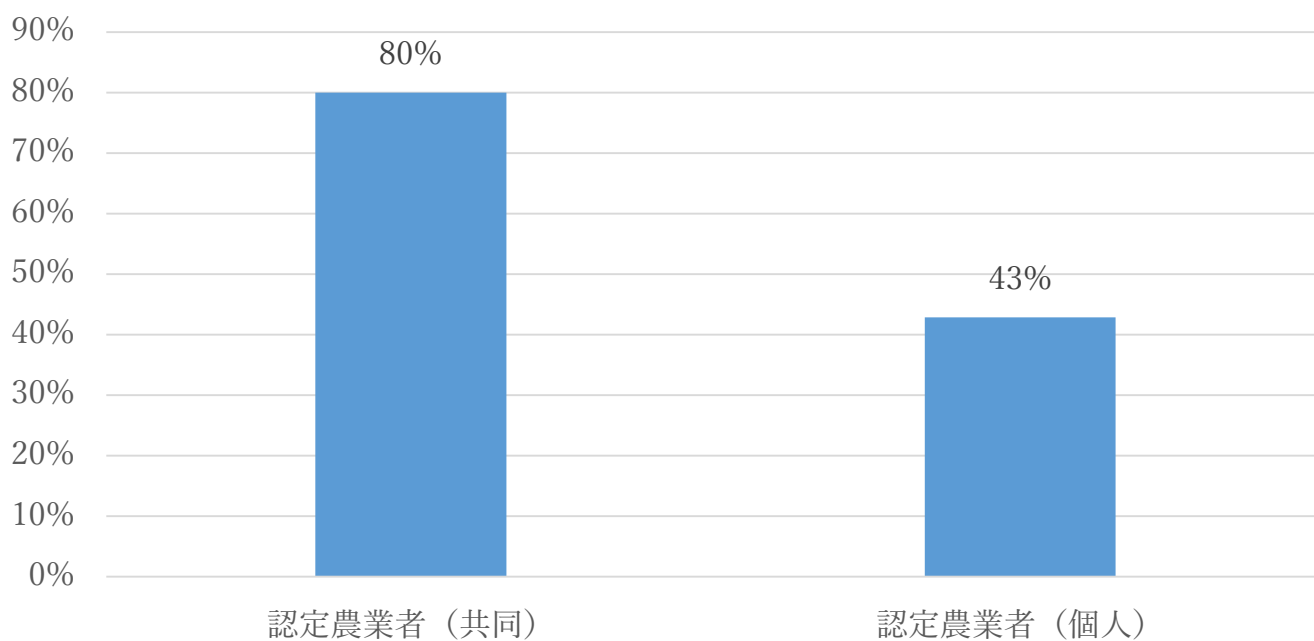


図2-4 後継者がいる認定農業者の割合（%）



3 認定農業者（個人）の年齢階層別後継者の確保状況

- ・ 認定農業者の年齢が 60 歳以上になると後継者有の認定農業者数が増加し、後継者がいる認定農業者割合も高くなっています。
- ・ 認定農業者の 65 歳から 74 歳の年齢階層で確保されている認定農業者数は 47 経営体で、後継者が確保されている認定農業者の割合は 57%となっています。

図2-5 年齢階層別の後継者の有無別認定農業者数（経営体）

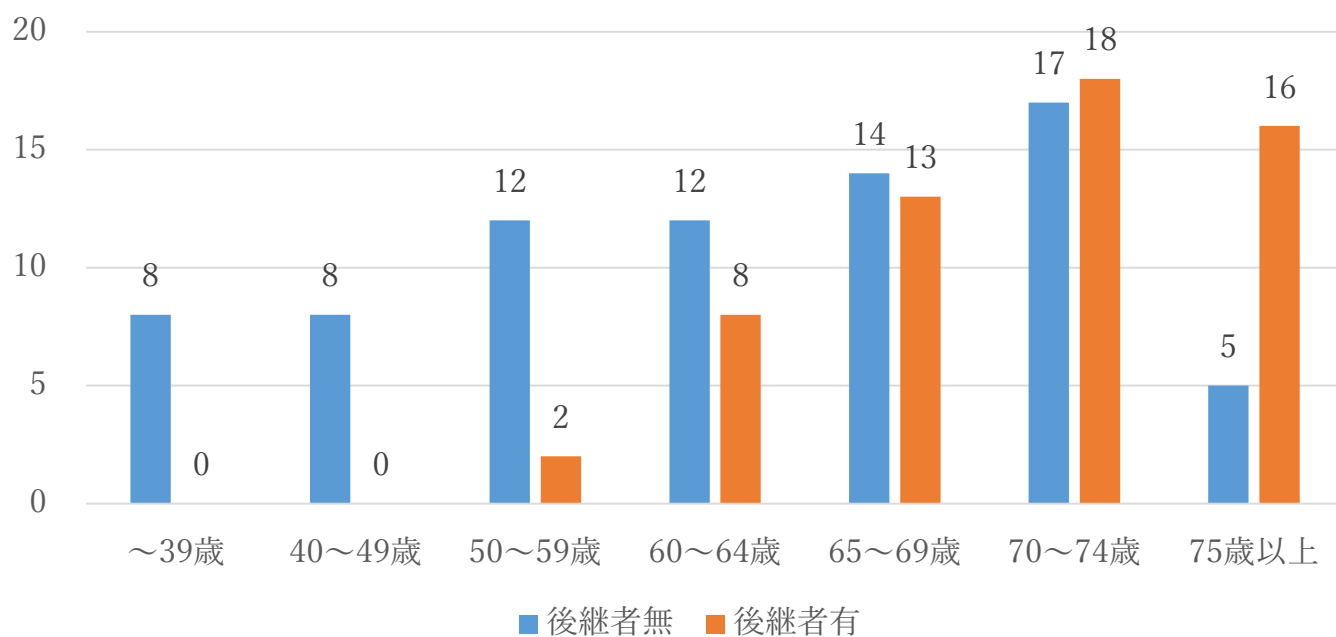
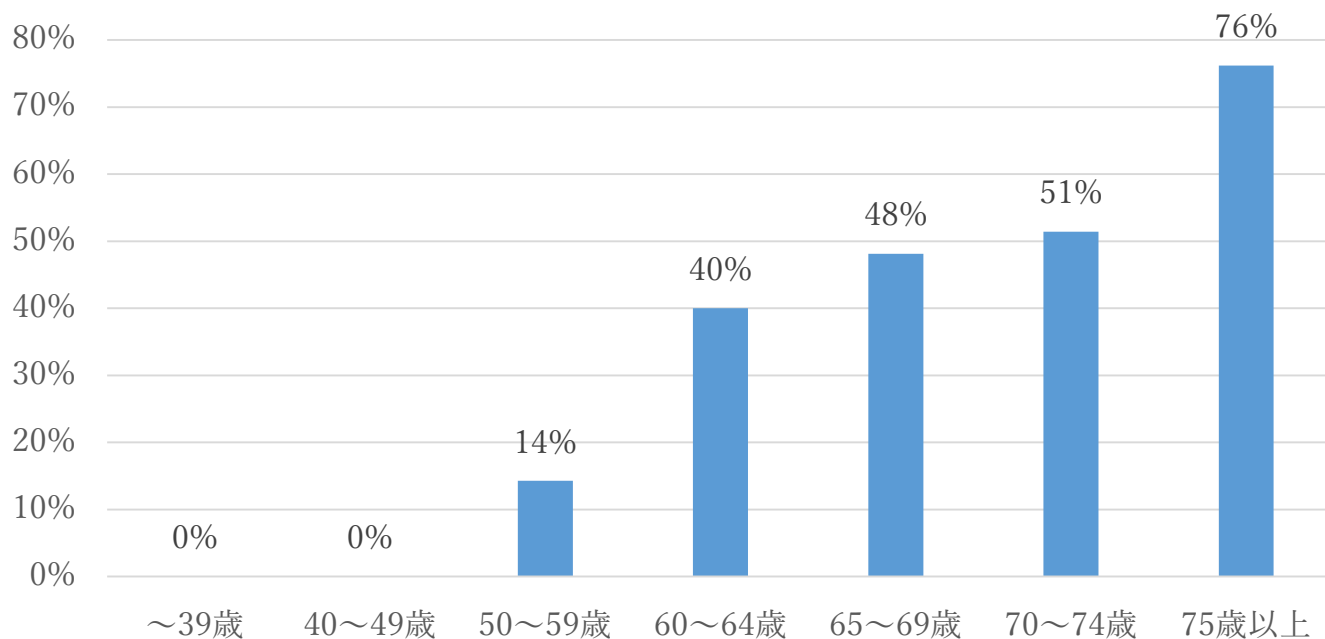


図2-6 年齢階層別の後継者が確保されている認定農業者割合（%）



4 認定農業者（個人）の年齢階層別後継者有無別経営面積

- ・ 認定農業者の年齢が高いほど後継者がいる経営体の経営面積が多くなっています。
- ・ 認定農業者の年齢が 65 歳以上で後継者がいる経営体の合計経営面積は 376ha、65 歳以上で後継者がいない経営体の合計経営面積は 210ha あり、今後の農地の荒廃が懸念されます。

図2-7 認定農業者（個人申請）の経営面積（a）

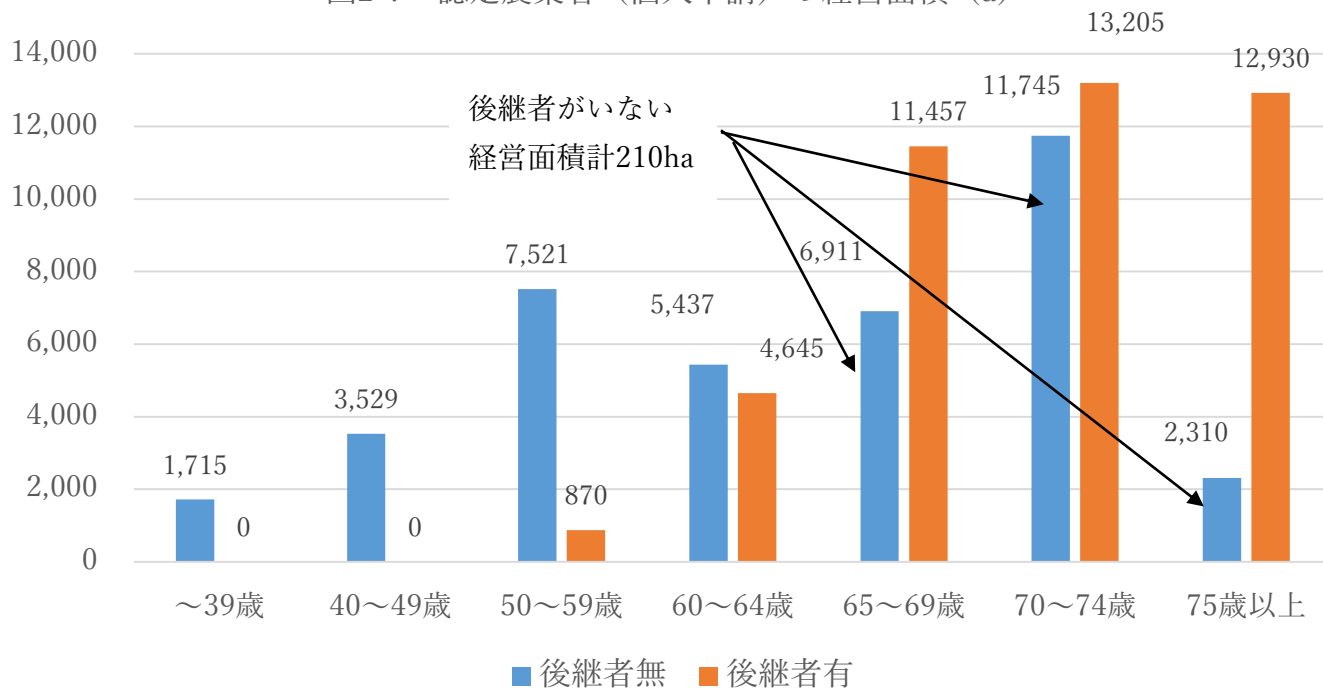
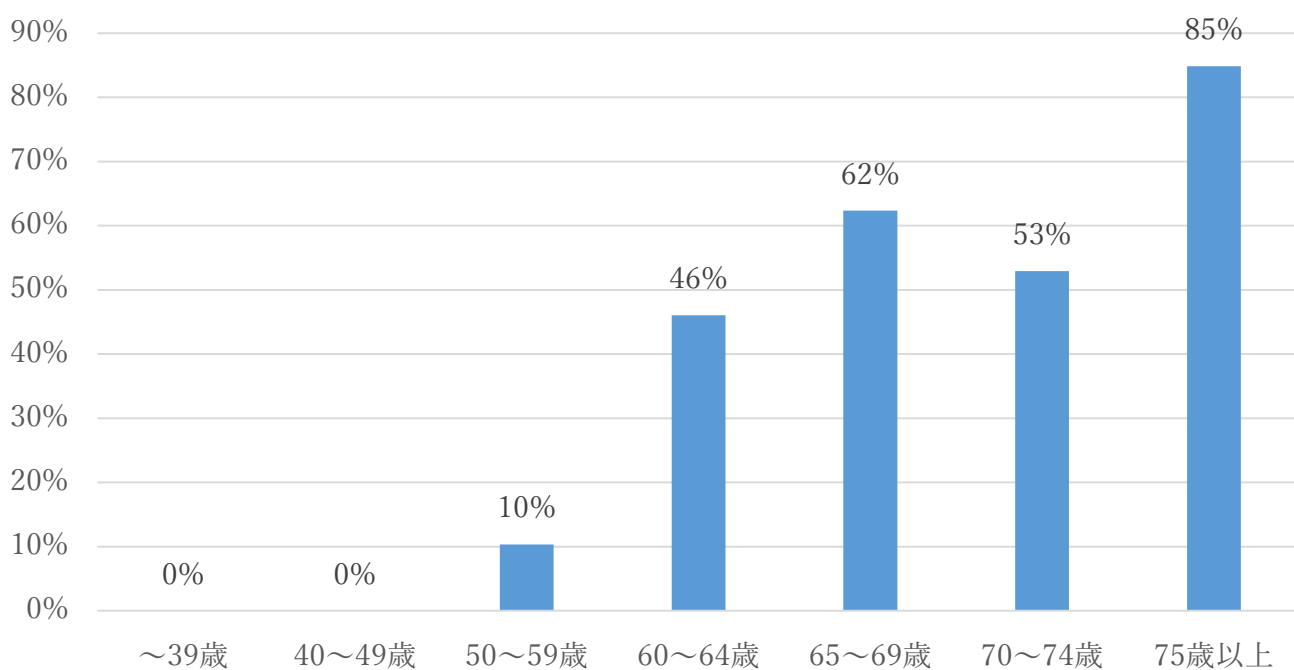


図2-8 認定農業者（個人申請）の後継者有りの経営面積割合（%）



第3章 紫波町の水田作経営の動向

1 水稲作付面積規模別経営体数の推移

- ・水稲作付面積規模別の経営体数は、2.0ha以下では減少していますが、2.0haから30haまでは増加しています。
- ・2015年～2020年にかけての増加数では、3.0ha以上の規模階層の経営体数の増加数が多なっていることから、紫波町の水稲作経営の分解基軸は3.0ha程度とみられます。

図3-1 水稲作付面積規模別経営体数の推移（経営体）

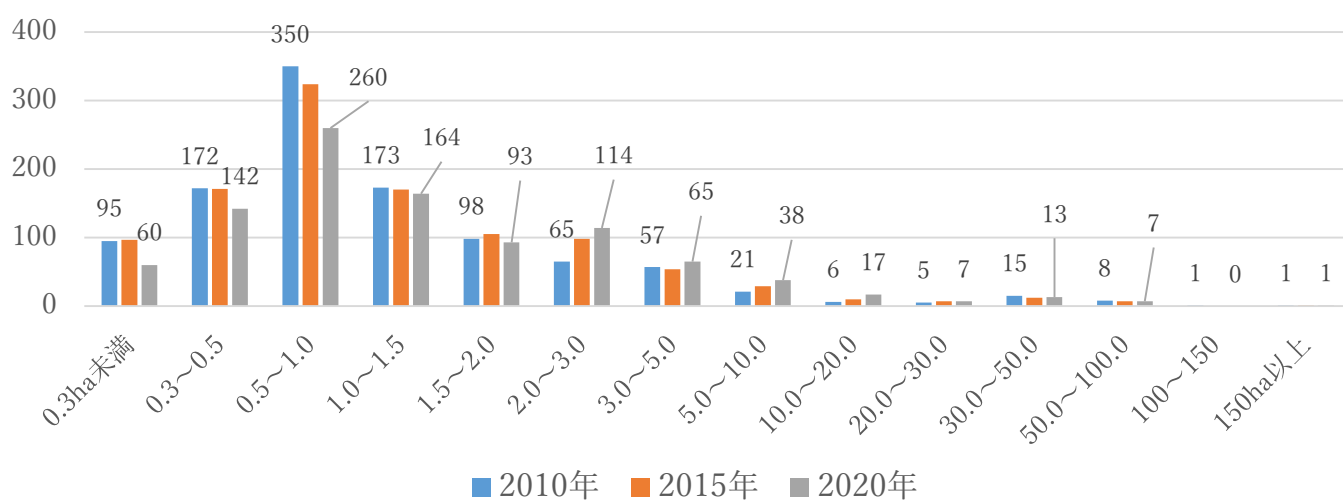
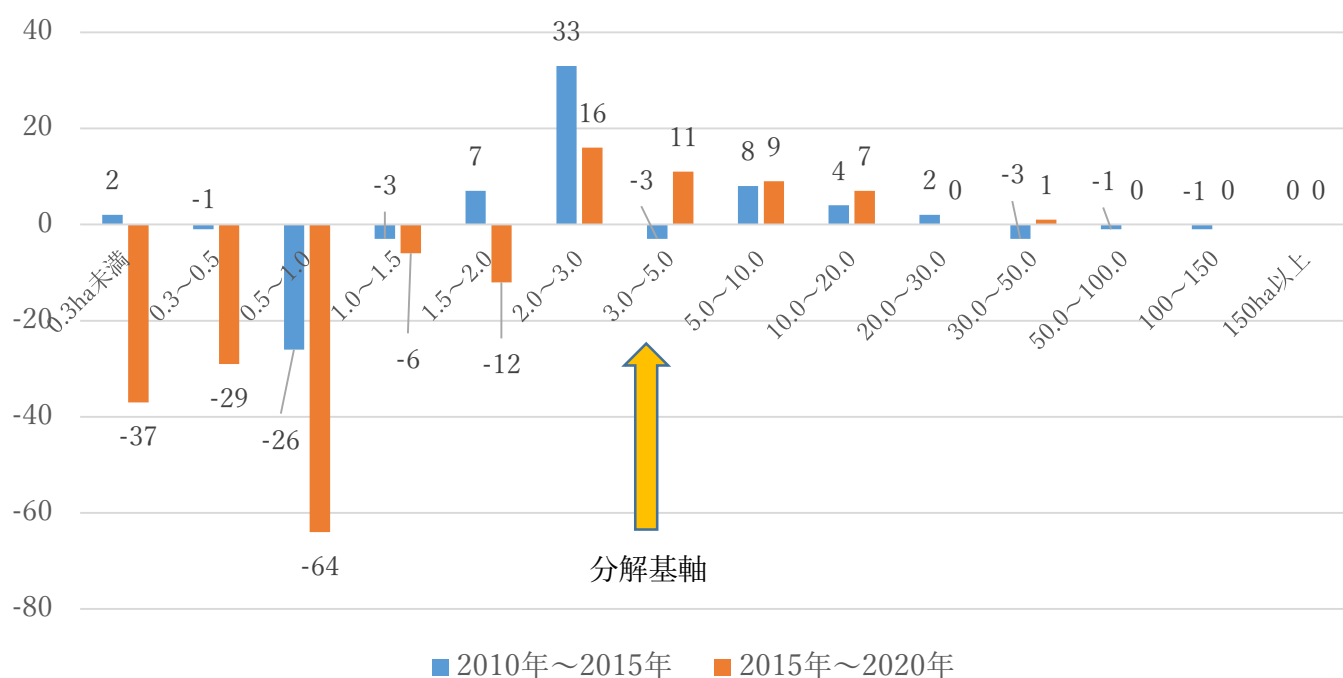


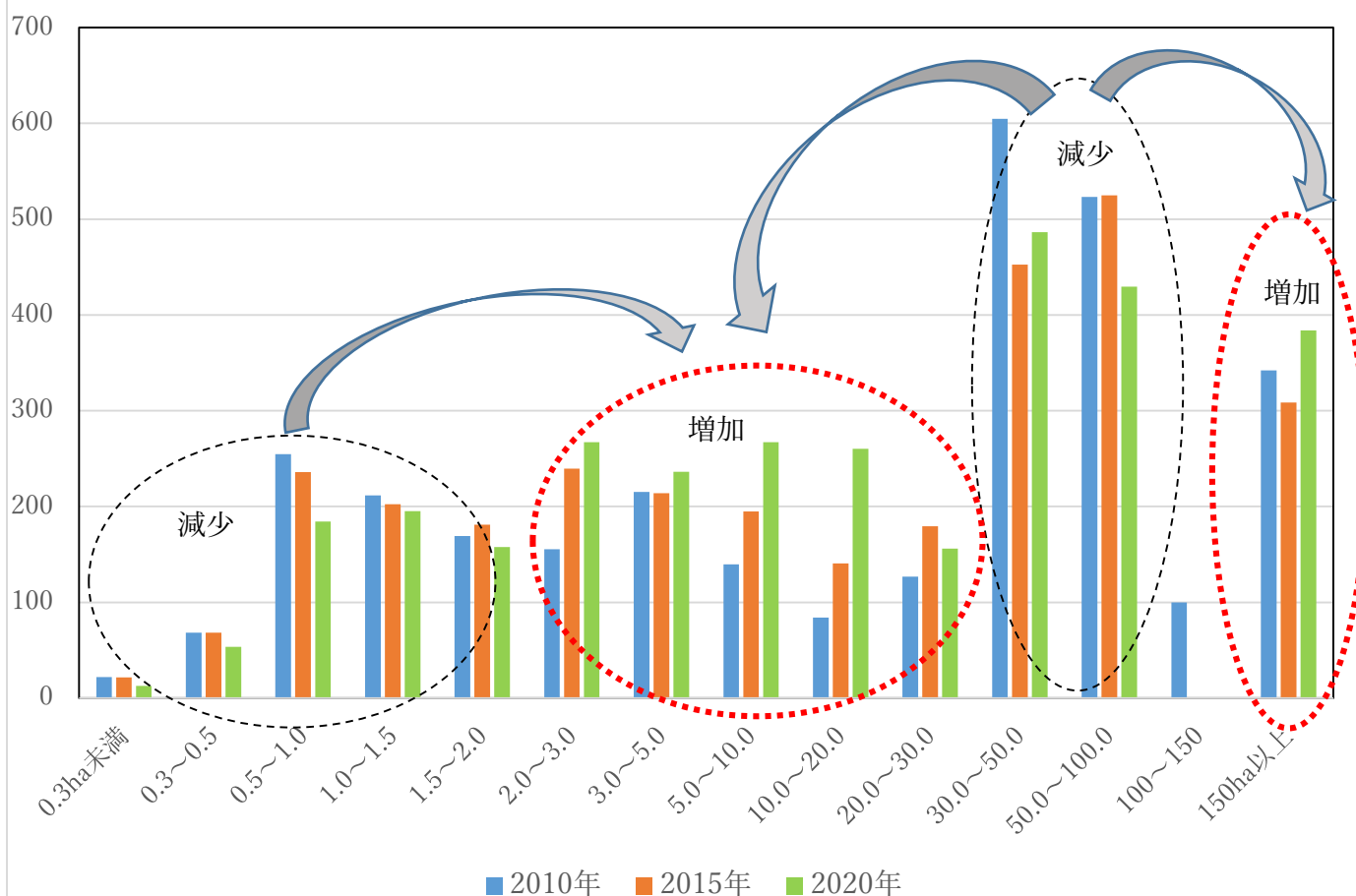
図3-2 水稲作付面積規模別経営体増減数の推移（経営体）



2 水稻作付面積規模別の合計作付面積の推移

- ・ 水稻作付面積規模階別の合計作付面積は、作付面積規模 2ha～30ha と 150ha 以上の規模階層の合計作付面積が増加しています。中でも 5ha～20ha の規模階層の合計作付面積が大幅に増加しています。
- ・ 一方、作付面積が 30ha～100ha の規模階層では、合計作付面積が減少しています。
- ・ この理由は、規模の大きい個人経営体と大規模法人では、作付面積が増加しているものの、作付面積規模が 30ha～100ha に属している非法人の集落営農が作付面積を減少させているためではないかと推察されます。

図3-3 水稻作付面積規模別合計作付面積の推移 (ha)



第4章 紫波町の水田作経営の法人と非法人の集落営農の財務諸表の特徴

1 売上高（収入）と経常利益（収支：収入－支出）

- ・水田作経営の法人（以下法人という）と非法人の集落営農（以下集落営農組織という）の売上高と収入を比較すると100ha未満の規模階層では、法人の売上高と集落営農組織の収入は、ほぼ同じ水準となっています。（※100ha以上の階層で集落営農組織の方が収入が多くなっているのは、集落営農組織の中に400haを超える規模の集落営農が含まれているためと考えられます）
- ・法人の経常利益と集落営農組織の収支（収入－支出）を比較するとすべての規模階層で法人の経常利益の方が集落営農組織の収支を上回っています。これは、非法人の集落営農では、剰余金を繰越せないため、構成員に作業委託費、機械使用料、圃場管理費、配当金等を支払っているため、収支の金額が少なくなっています。

図4-1 法人の売上高と集落営農組織の収入（円）

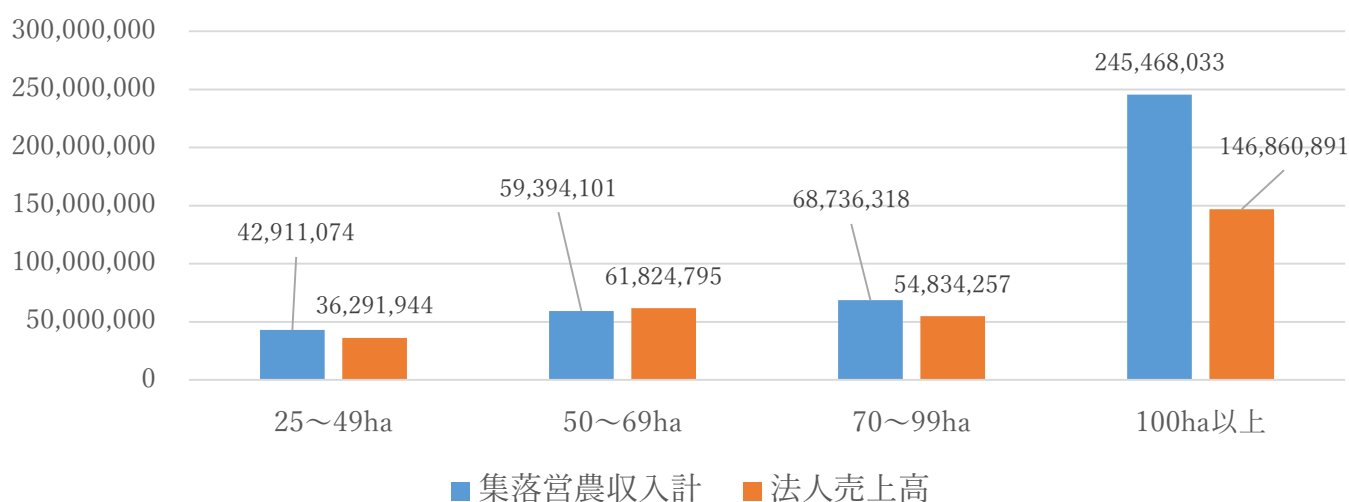
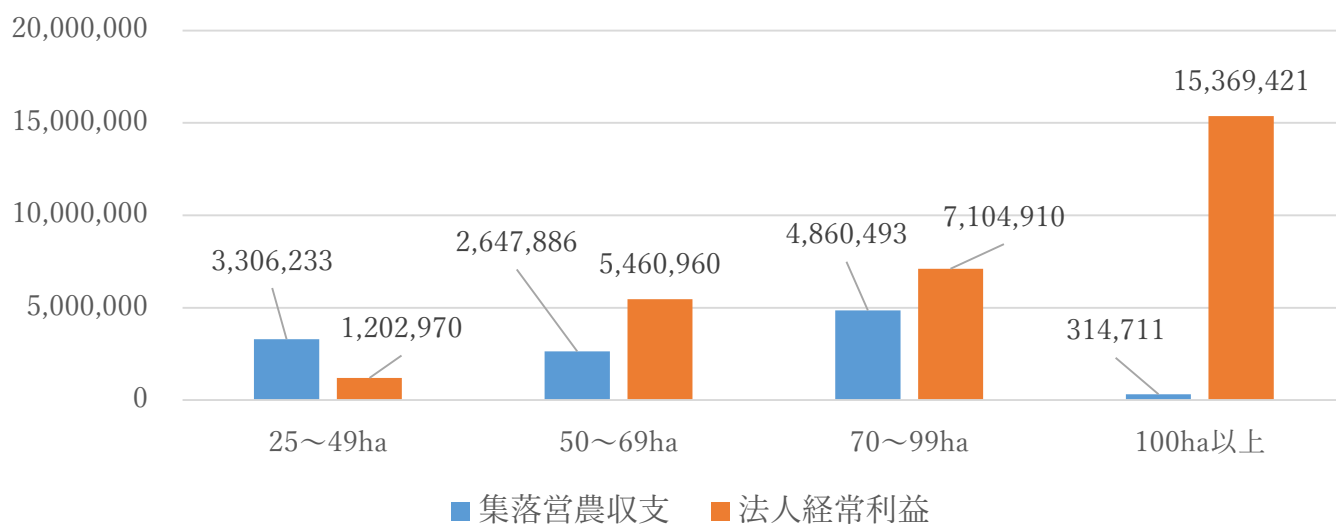


図4-2 法人の経常利益と集落営農組織の収支（収入－支出）（円）



2 役員報酬と法定福利費

- ・ 法人と集落営農組織の役員報酬には大きな差があり、集落営農組織では、経営規模に関わらず、ほぼ一定で高くても 225,000 円となっていますが、法人の場合は、経営規模が大きいほど役員報酬が多くなり、100ha 以上の経営規模では、役員報酬が 8,060,000 円となっています。
- ・ 法人では法定福利費も計上されており、100ha 以上の階層の法定福利費は 3,202,691 円となっています。

図4-3 水田作経営の法人と集落営農組織の役員報酬（円）

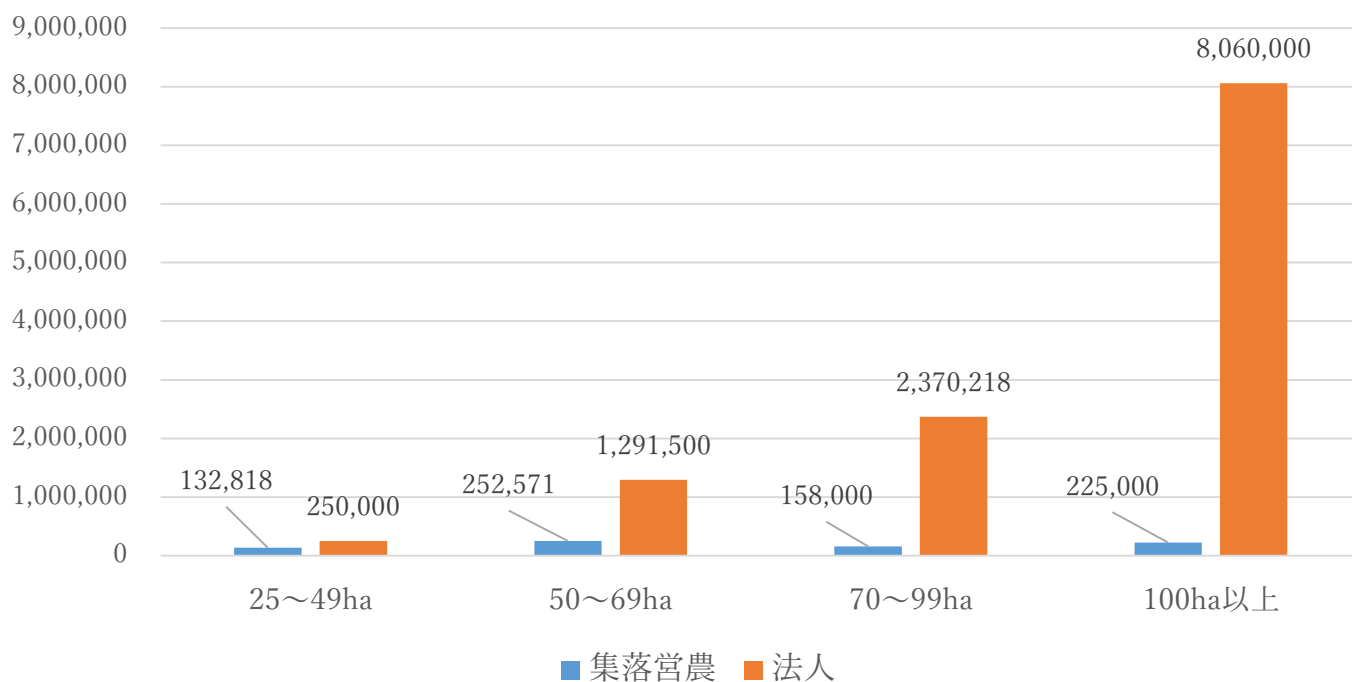
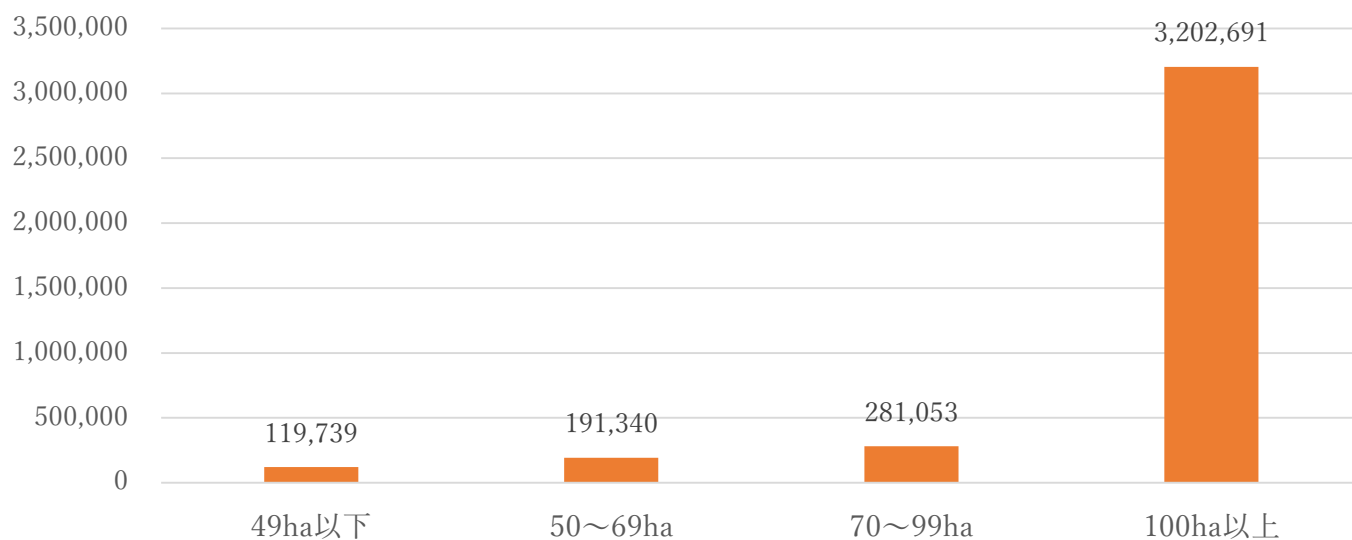


図4-4 水田作経営法人の経営面積規模別法定福利費（円）



3 投資資金

- ・水田作経営の法人が投資に回す資金として積み立てている農業経営基盤強化準備金は、経営規模が大きいほど金額が多い傾向が見られます。（※100ha以上の階層で準備金額が少ないのは、準備金を取り崩して投資した経営体があるため）
- ・投資に回せる投資余力を【投資余力＝農業経営基盤強化準備金＋当期純利益】として試算すると、投資余力は、経営規模が大きいほど大きくなっていて100ha以上では、19,251,610円となっています。

図4-5 水田作経営の法人の農業経営基盤強化準備金（円）

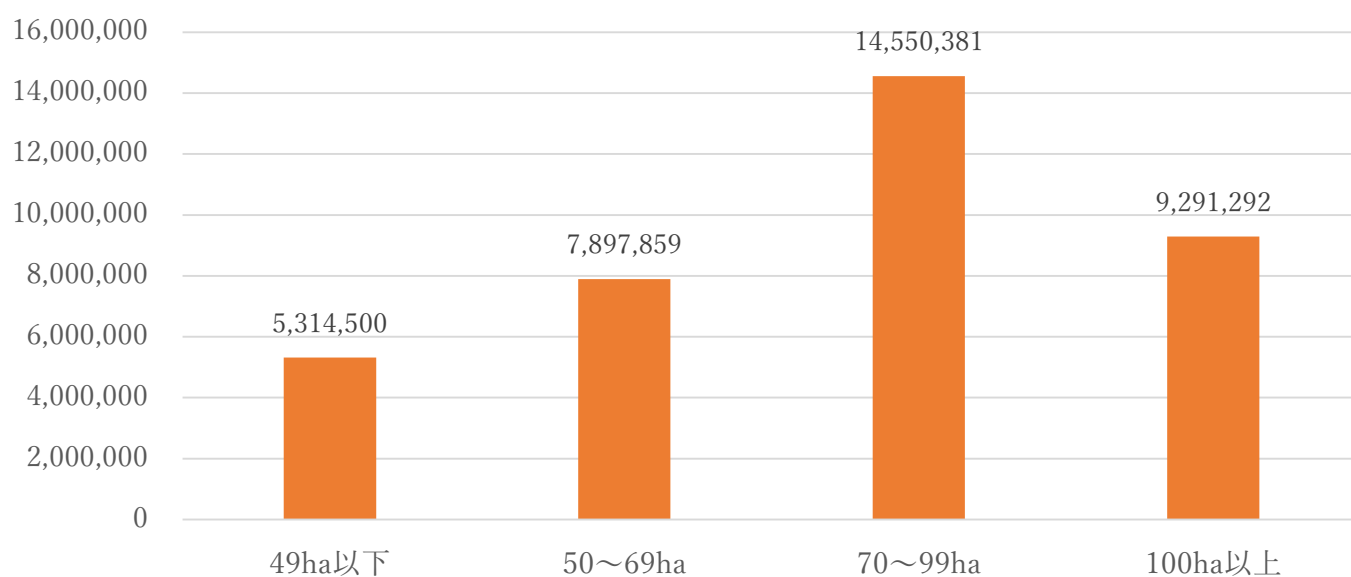
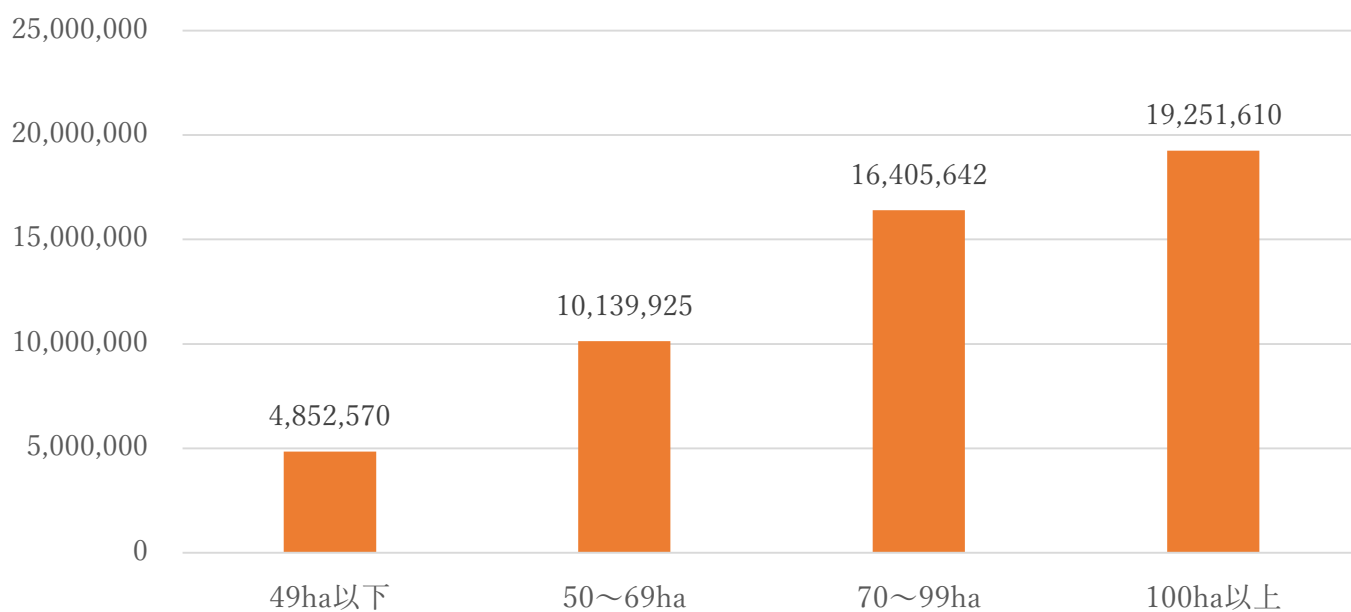


図4-6 水田作経営の法人の投資余力（円）
（投資余力＝農業経営基盤強化準備金＋当期純利益）



第5章 水田作経営体の今後の見通し

1 想定される水田作経営の担い手の姿

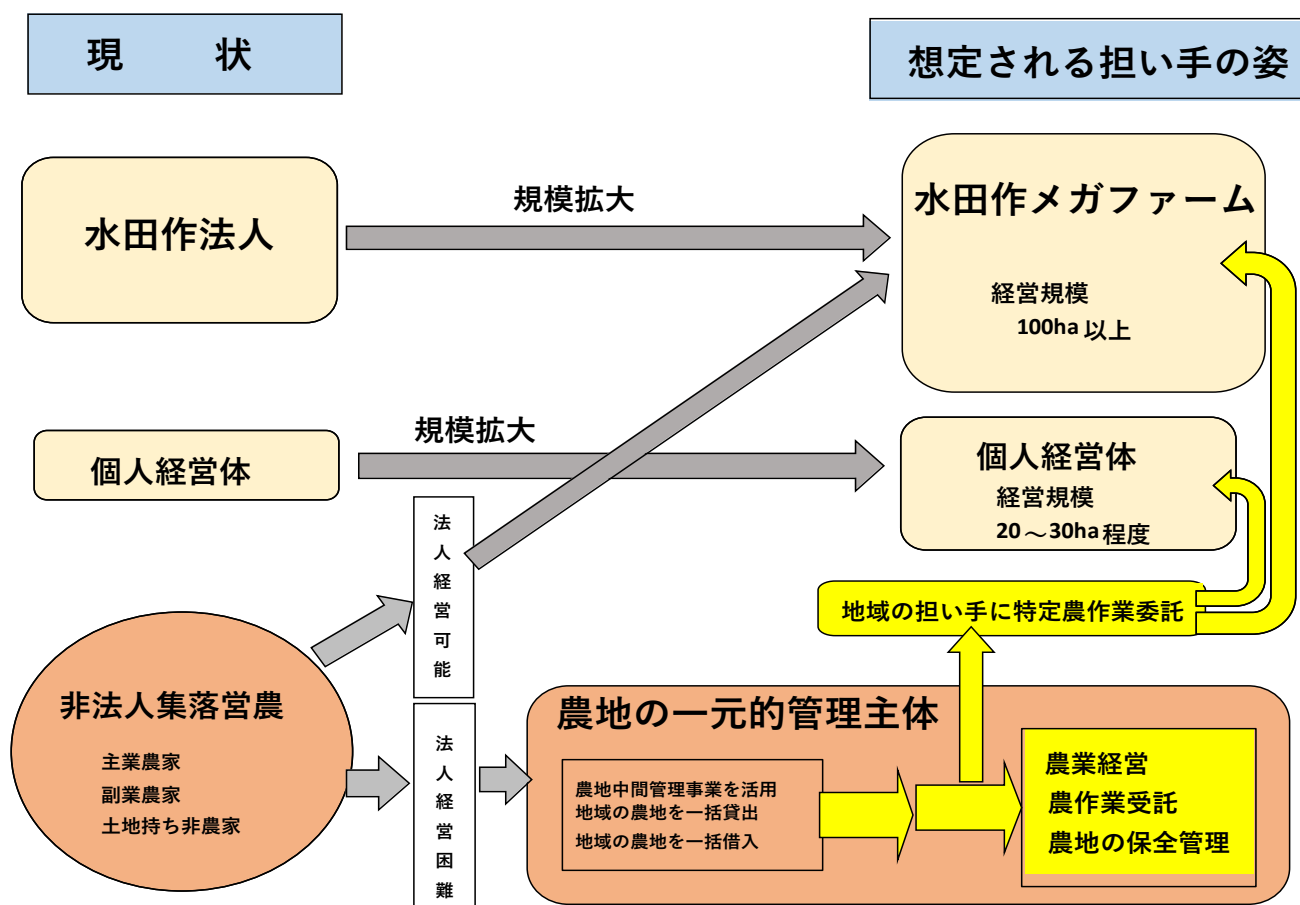
前述の分析結果から、今後の水田作経営の担い手としては、法人と個人の認定農業者が共存する姿が想定されます。

まず、法人については、今後水田地帯で大量に供給されてくると見込まれる農地の受け皿として、各地区に地域の農地の受け皿の核となる 100ha を超える経営体を水田作メガファームとして育成していくことが必要と考えられます。

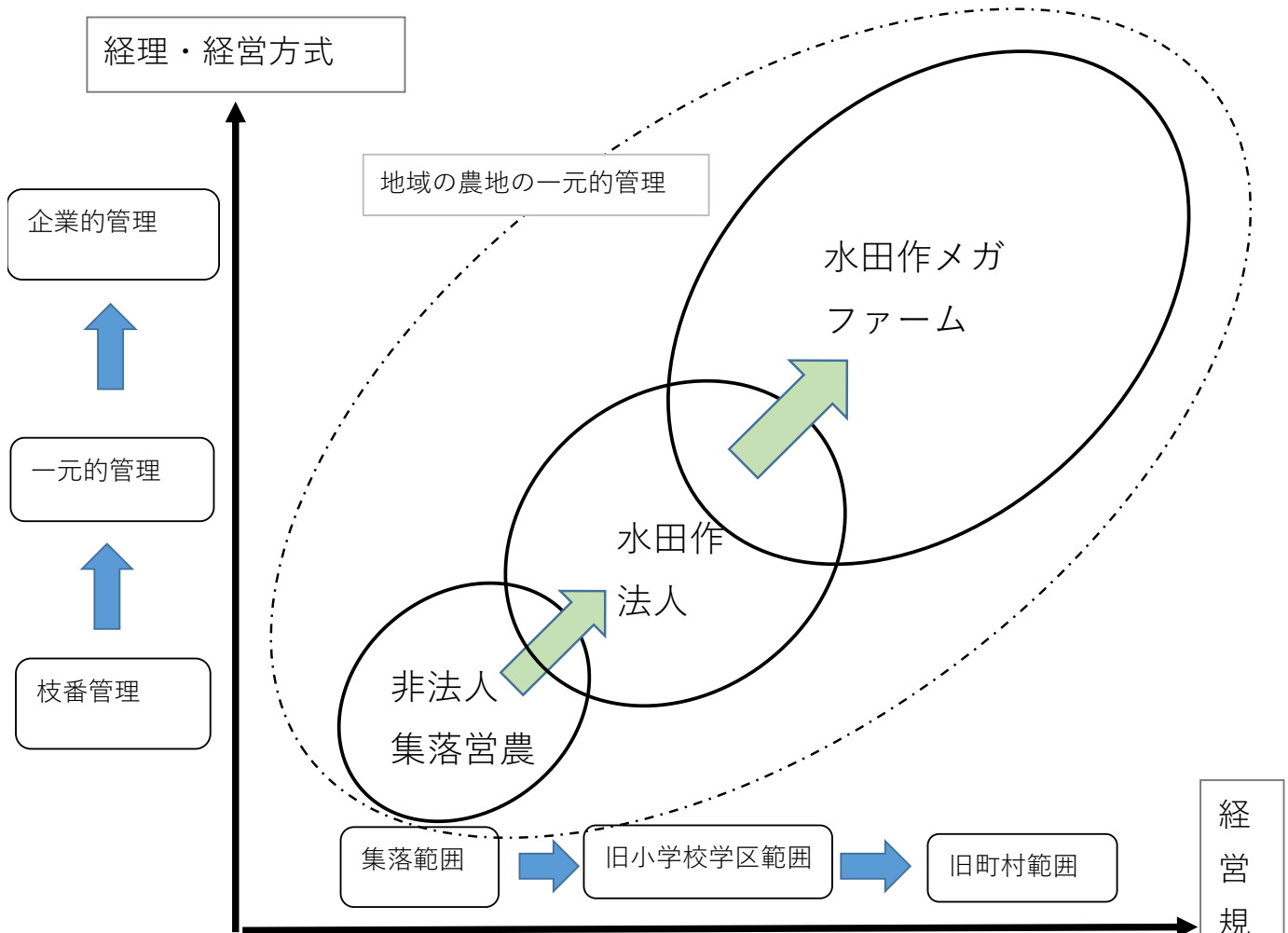
また、法人と同程度の経営面積、拡大目標面積を持っている個人の認定農業者についても経営基盤の強化と経営規模の拡大を図りながら、地域の農地を引き受けていくことが必要と考えられます。

設立後 10 数年経過しても法人化ができなかった非法人の集落営農は、今後、法人化して経営基盤を強化していくのか、それとも今後とも法人化が困難なのかを見極め、法人化が困難な場合は、既存の集落営農組織を母体にして地域の農地を一元的に管理する主体を創設することも有効な取り組みと考えられます。

【想定される水田作経営体の姿】



非法人の集落営農が水田作メガファームに展開するイメージ



項 目		非法人の集落営農	水田作メガファーム
農地維持	集積方法	作業受託	借地・作業受託
	集積面積	集落範囲（30ha程度）	旧町村範囲（100ha程度）
持続性	投資資金	無（剰余金分配）	農業経営基盤強化準備金
	役員報酬	低額	適正に確保
	法定福利費	無	法人で負担
	後継者	高齢化で持続困難	雇用就農で後継者確保
収益性向上	機械稼働率	低	高
	資材購入	J A 中心	J A + メーカー
	販路	J A 中心	J A + 実需者 + 消費者
	事務費	負担大(枝番管理)	負担軽減

経営規模拡大

2 水田作メガファームの考え方

水田作メガファームの育成が必要となる背景は、以下のとおりです。

- ① 高齢農業者のリタイヤにより、今後、多量の水田が供給されてくるため、地域の農地の受け皿の核となる大規模水田作経営体が必要となってきました。
- ② 個人経営の認定農業者も高齢化と後継者の不足により、経営規模を拡大できる個人の認定農業者は限られています。
- ③ 農業経営環境の悪化により非法人の集落営農や小規模な法人では、経営の持続が困難になってきています。
- ④ 現在、地域の農地の受け皿となっている法人においても労働力の確保が困難になってきており、水田作に省力的な畑作物を取り入れた輪作体系やスマート農業への取り組みが必要となっています。

水田作メガファームとは将来にわたり地域の農地の受け皿となる大規模法人

法人形態：株式会社、農事組合法人、一般社団法人

経営規模：100ha～1,000ha

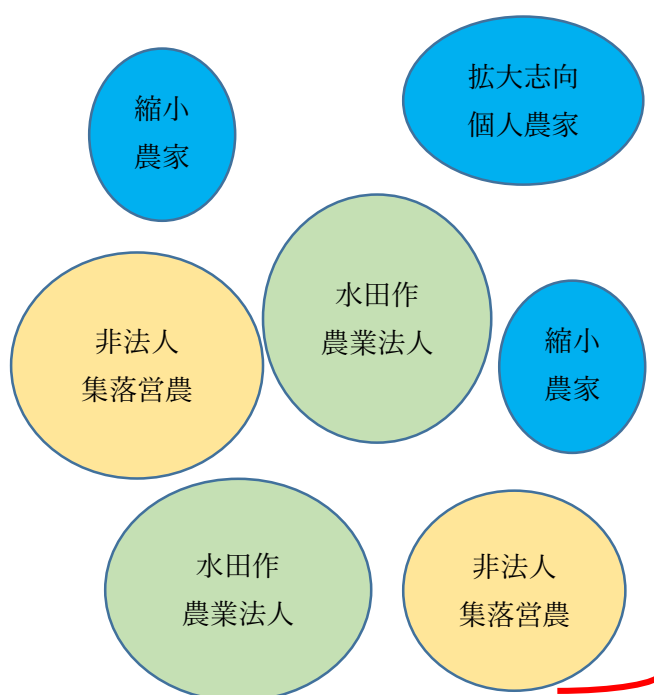
営農形態：水稻+畑作（麦、大豆、子実トウモロコシ）+機械体系確立（タマネギ、ジャガイモ等）

労働力：経営者+雇用従業員（他産業並みの給与水準と法定厚生福利費（厚生年金、社会保険））

資本装備：大規模畑作機械体系、スマート農業機械（ロボットトラクタ、自動操舵田植機、水管理システム、ドローン、ラジコン除草機、スマート乾燥調製施設、経営管理システム）

現在の水田農業の生産構造

小規模水田の分散錯圃



将来の水田農業の生産構造

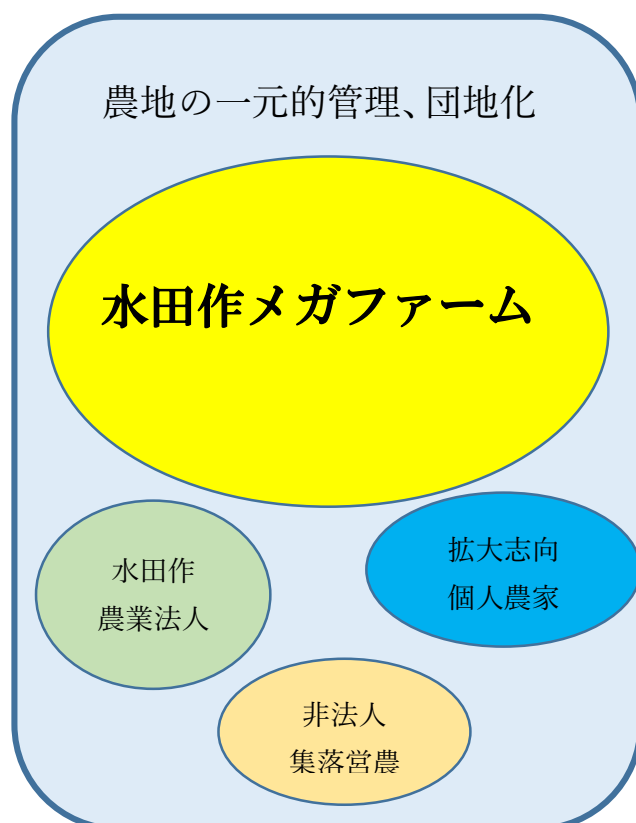


表1 水田作メガファームでの導入が想定される資本装備

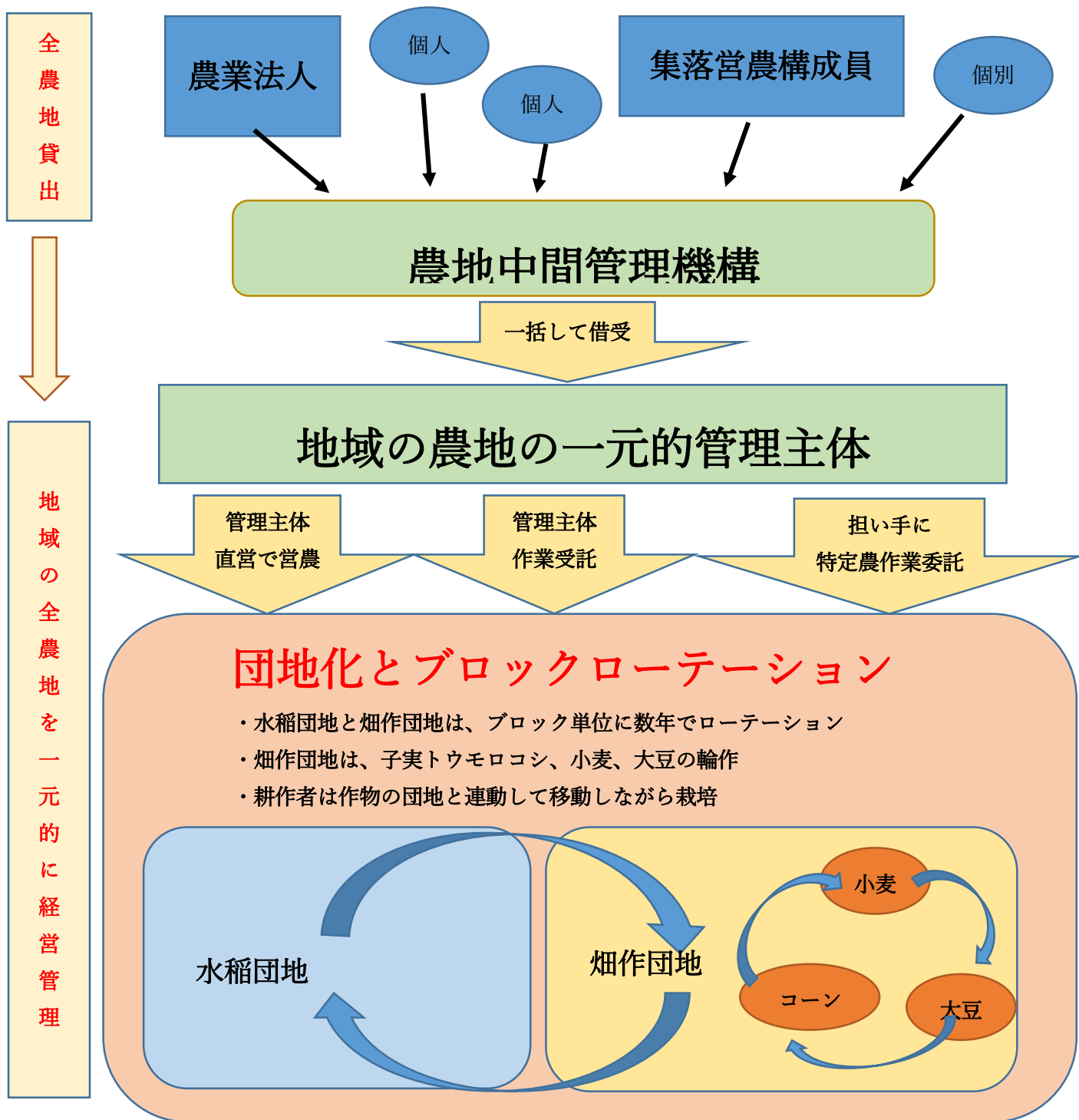
作業工程	省 力 機 械	利 用 作 物			
		米	小麦	大豆	子実トウモロコシ
経営管理	営農管理システム（圃場、作業、経営）	○	○	○	○
施肥	ロボットトラクタ+施肥機	○	○	○	○
耕起	ロボットトラクタ+プラウ+ハロー	○	○	○	○
水稻播種	ロボットトラクタ+水稻直播機	○	○	○	○
畑作播種	ロボットトラクタ+真空播種機	○			
定植	自動運転田植機	○			
水管理	圃場水管理システム	○	○	○	○
防除・追肥	農業用ドローン	○	○	○	○
水田除草	乗用水田除草機械	○	○	○	○
畑地除草	ラジコン除草機、自動除草機、	○	○	○	○
収穫	自動操舵・収量食味測定コンバイン	○	○	○	○
乾燥調製	スマート乾燥調製システム	○	○	○	○

3 地域の農地を一元的に管理する仕組みを構築し生産性向上

水田作メガファームや個人経営の認定農業者の農作業を効率的に行うために農地中間管理事業を活用し、地域の農地を一元的に管理する仕組みを構築することが必要と考えられます。

具体的には、農地中間管理事業を活用し地域の全農地を農地中間管理機構に貸出し、地域の農地を一元的に管理する主体が地域の全農地を一括して借り受けて、一元的に経営管理する仕組みを構築することです。

この仕組みを構築することにより、農地の団地化やブロックローテーションがしやすくなり生産性の向上が図られます。

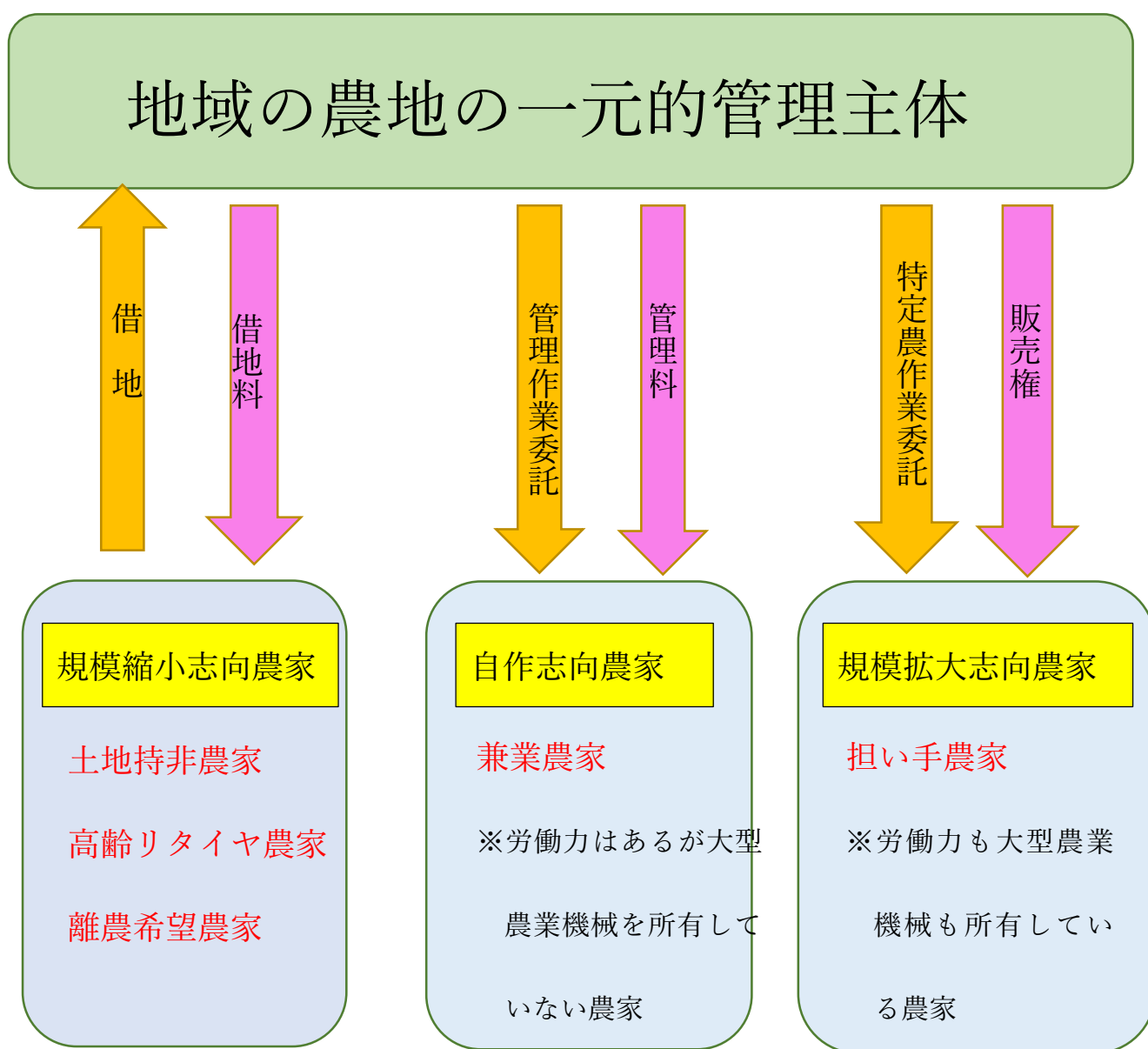


4 地域の多様な志向を持った農家と共存・共栄できる関係を構築

地域には、多様な志向を持った農家がいることから、それぞれの志向に応じて地域の農業に参画し、共存・共栄できる仕組みを構築する必要があります。

<農家の志向別参画方向>

- 規模縮小志向の農家の農地は、地域の農地の一元的管理主体が借り上げて直営で経営し借地料を支払う。
- 自作志向の農家で水管理や除草作業が出来る農家には管理作業を委託し管理料を支払う。
- 規模拡大志向の農家で大型農業機械を所有している農家には特定農作業委託をして販売権を与える。



第6章 就農タイプ別新規就農者確保対策

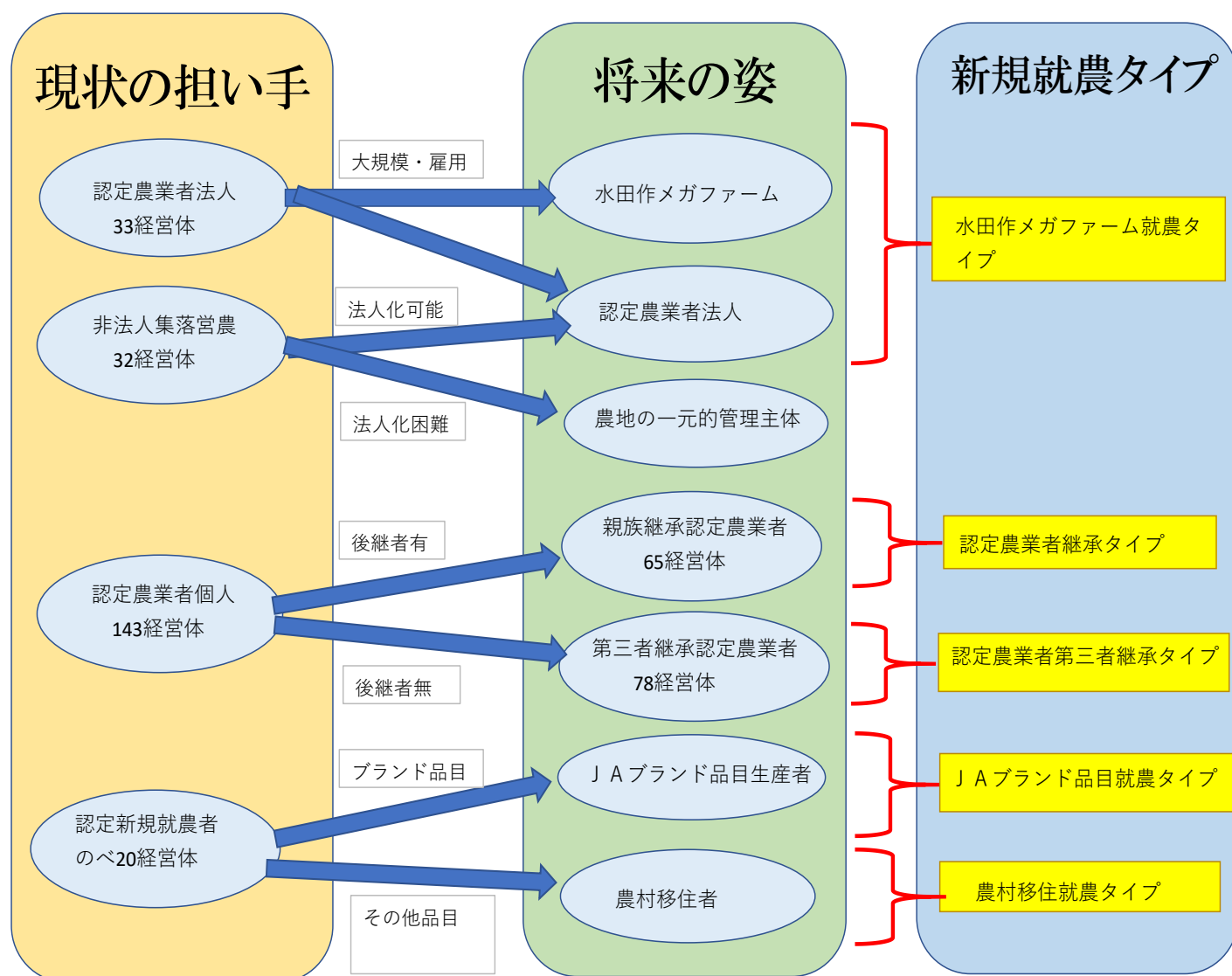
1 想定する担い手の姿と新規就農タイプ

これまでの新規就農者確保対策は、新規就農者の希望に応じて国・県・町の事業を活用しながら支援してきましたが、栽培を希望する品目や栽培方法が多岐にわたるため、技術習得や販路の確保が難しく就農後の経営安定が難しい状況が見られます。

このため、紫波町で想定される担い手の姿に即して就農タイプ別に新規就農者の確保対策を講じていくことが効率的ではないかと考えられます。

紫波町で想定される担い手の姿と新規就農タイプは次の通りに整理できると考えられます。

想定する担い手の姿と新規就農タイプ



2 就農タイプ別新規就農者確保対策

①水田作メガファーム就農タイプ

- ・地域の農地の受け皿の核となる 100ha を超える大規模水田作経営体として水田作メガファームを育成する。
- ・水田作メガファームを育成していくために経営管理のスキルのある人材を地域おこし協力隊制度を活用して広く募集し、退任後水田作メガファームの職員として雇用就農する。

②認定農業者継承就農タイプ

- ・地域の農業の担い手となっている認定農業者の後継者を確保する。
- ・認定農業者の経営資源を親族の後継者が継承して就農する。

③認定農業者第三者継承就農タイプ

- ・認定農業者で後継者がいない経営体の経営資源を継承して就農を希望する第三者を募集し、認定農業者のもとで研修して就農する。

④J A ブランド品目就農タイプ

- ・J A のブランド品目に限定して新規就農者を募集し、J A 専門部会が中心となって技術習得や経営開始を支援する。

⑤農村移住就農タイプ

- ・定住人口を増やすため、半農半 X や農ある暮らしのライフスタイルを実現したい人を募集し、紫波町に移住して就農する。

表 2 就農タイプ別確保目的、対象品目、主な支援策

就農タイプ	確保目的	対象品目	主な支援策
水田作メガファーム 就農タイプ	地域の農地の受け皿となる大規模法人の人材を雇用により確保	機械一貫体系が確立された省力的作物 水稲、麦、大豆、子実トウモロコシ、タマネギ、ネギ、ジャガイモ等	地域おこし協力隊 新規就農者育成総合対策 (雇用就農資金)
認定農業者継承就農 タイプ	認定農業者の維持	認定農業者の経営品目	親元就農支援補助金
認定農業者第三者継 承就農タイプ	認定農業者の確保	認定農業者の経営品目	経営継承・発展等事業
J A ブランド品目 就農タイプ	J A ブランド品目の維持・拡大	果樹：りんご、ぶどう 野菜：きゅうり、トマト、ピーマン 花き：りんどう、 畜産：肉用牛	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金、就農準備資金、経営発展支援事業)
農村移住就農タイプ	定住人口の増加	上記以外の品目	農業体験農園設置推進

表3 就農タイプ別の研修～就農の流れ

就 農 タ イ プ	研 修 ～ 就 農 の 流 れ
水田作メガファーム就農タイプ	・大規模水田農業法人経営体で栽培技術、経営管理等の研修を受けながら雇用就農し、法人の職員となる。
認定農業者継承就農タイプ	・認定農業者の農地、機械施設の経営資源を継承しながら就農する。 ・自家で技術を習得し経営を継承する。
認定農業者第三者継承就農タイプ	・認定農業者が新規就農者に伴走しながら栽培技術や経営管理を研修する。 ・研修先の認定農業者の農地・農業機械施設をリースもしくは購入し、新規就農する。
J A ブランド品目就農タイプ	・J A のブランド品目を維持・拡大するためにJ A が中心となって研修と就農支援を行う。 ＜J A 専門部会＞ ・生産部会の役員や先進経営体で栽培技術の研修を受けて就農する。 ・経営を開始するに当たっては、部会員の遊休施設、中古農業機械を斡旋するなどの支援を行う。 ・就農後は就農先の近隣の部会役員や先進経営体が師匠となって継続支援する。 ・J A 組合員となって系統出荷を中心に販売する。
農村移住就農タイプ	・農業体験農園等で農作業体験をしながら、野菜等の栽培技術を習得する。 ・栽培技術習得後は小規模な農業経営を開始する。 ・産直組合員となって産直を中心に販売する。

2 新規就農者確保対策の推進体制

農業の担い手を確保するために関係機関団体による協議会を設置し、役割分担を明確にしながら、一丸となって担い手確保に取り組んでいくことが必要と考えられます。構成員と主な役割の案は、次の通りです。

表4 協議会の構成員と役割（案）

構成団体等	主 な 役 割
紫波町	・地域計画作成総括 ・農業担い手確保対策総括、新規就農者育成総合対策事業の窓口 ・水田作メガファーム構想推進総括（構想作成、工程表作成、進捗状況進行管理） ・農地中間管理事業活用支援、各種補助事業活用支援 ・地域おこし協力隊募集 ・農業体験農園設置推進
紫波町農業委員会	・営農の将来意向調査、地域計画の目標地図作成、新規就農者への農地斡旋 ＜農業委員、農地利用最適化推進員＞ ・農地の貸し手、借り手の意向把握とマッチング ・新規就農者への農地斡旋
J Aいわて中央紫波営農センター	・J Aブランド品目の新規就農者確保対策の総括 ・農家組合を通じた組合員への水田作メガファーム構想の周知と合意形成促進 ＜ブランド品目の専門部会＞ ・部会員による新規就農者の研修、就農時の農地・遊休施設機械の斡旋 ・就農先の近隣にいる部会役員による就農後の継続支援
山王海土地改良区	・水田作メガファーム構想の組合員への周知と合意形成促進
東部土地改良区	・水田作メガファーム構想の組合員への周知と合意形成促進
紫波町農林公社	・新規就農者及び認定農業者の指導
水田作メガファーム経営体	・水田作メガファーム就農タイプの就農希望者の技術・経営管理指導 ・研修終了後の雇用
盛岡広域振興局農政部	・農業機械施設整備事業活用支援、農地中間管理事業活用支援
盛岡農業改良普及センター	・新規就農者育成総合対策事業の活用支援 ・水田作メガファーム経営体の技術・経営指導 ・J Aブランド品目就農タイプの新規就農者の技術・経営指導
東北ハイテク研究会	・水田作メガファーム経営確立のための研究成果の社会実装支援 （栽培技術：乾田直播、スマート農業等） （経営管理：大規模法人の経営管理、雇用管理、人材育成等）
（公社）岩手県農業公社	・農地中間管理事業活用支援 ＜駐在員＞ ・農地の貸し手、借り手の意向把握とマッチング ・新規就農者への農地斡旋

第7章 地域おこし協力隊による人材確保

1 地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者確保対策の事例

紫波町の地域おこし協力隊は企画提案型の募集となっていますが、地域おこし協力隊の制度を活用して新規就農者を確保している市町村は、全国的に多数あります。

多くの市町村は、市町村内の研修先で研修して市町村内に就農するという事業の仕組みで、旧青年就農給付金の準備型に近い事業内容となっています。（※旧青年就農給付金（現農業次世代人材投資資金）では、農家での研修も準備型の対象としていた）

募集人数は、1名～2名が多く、募集品目では、地域の主作物が多くなっています。また身分は会計年度職員が最も多く次いで個人事業主となっています。給与は、地域おこし協力隊の制度に即して月額で151,000円から275,000円となっています。

表5 地域おこし協力隊の制度を活用して新規就農者を募集している市町村

都道府県	市町村	名 称	募集人数	募集品目	研 修 先	身 分	給 与
青森県	黒石市	地域農業の担い手候補募集	1名	りんご		会計年度職員	月額9,798円
茨城県	茨城町	地域おこし協力隊募集要領	1名	メロン	町内農家	会計年度職員	月額8,812円
岩手県	一戸町	自然豊かな一戸町の農業の魅力発信	2名		一戸夢ファーム	会計年度職員	月額180,000円
岩手県	大船渡市	ワインぶどう、夏仔ゴ 産地化プロジェクト	各1名		各法人	個人事業主	月額275,000円
岩手県	軽米町	軽米町地域おこし協力隊	2名	ホップ	ホップ農家	個人事業主	月額230,000円
岩手県	二戸市	農業支援員（民間団体委託型、協力隊委託型）		野菜、果樹	法人	個人事業主	月額170,000円
岩手県	野田村	地域おこし協力隊		やまぶどう	生産農家	会計年度職員	月額151,400円～204,700円
熊本県	南阿蘇村	地域おこし協力隊新規就農プロジェクト	6名	土地利用型作物	中核農家、法人	会計年度職員	月額160,000円
群馬県	中之条町	地域の「農業人」になる3年間	1名			個人事業主	233,000円
高知県	北川村	委託型地域おこし協力隊	2名	ゆず	ゆず農家	個人事業主	月額2,900,000円
千葉県	勝浦市	農業支援スタッフ	露地野菜1名 施設野菜1名		市内農家	個人事業主	月額233,000円
千葉県	香取市	農業振興業務	1名		農業関連法人	個人事業主	月額233,000円
長野県	池田町	地域おこし協力隊	若干名	農業振興	町内農家	会計年度職員	月額197,612円
新潟県	糸魚川市	糸魚川市地域おこし協力隊	1名	農業支援		会計年度職員	月額206,000円
新潟県	越後市	農業研修生募集	2名		研修拠点農家	会計年度職員	月額182,800円
新潟県	湯沢町	農業分野	1名	コシヒカリ	農事組合法人	個人事業主	月額200,000円
新潟県	湯沢町	農業分野	2名	コシヒカリ	越後神立協定	個人事業主	月額200,000円
福島県	葛生村	葛生村地域おこし協力隊募集要領	2名	畜産	酪農、肉牛 羊農業者	会計年度職員	月額165,000円～200,000円
福島県	西会津町	地域おこし協力隊		農業公社職員	西会津町農業公社		月額200,000円
北海道	豊浦町	農業支援員	2名	いちご	地域農業者	会計年度職員	月額149,800円
北海道	新冠町	農業支援員	1名	夏ピーマン 冬酪農・肉用牛	受け入れ農家	個人事業主	月額233,000円
山形県	朝日町	りんごのまち郷朝日町で農業をしてみませんか	若干名	りんご	地元生産者	個人事業主	月額225,000円
山形県	国見町	農業部門	6名	桃	連携農家	個人事業主	月額275,000円
山梨県	大月市	大月市農業協力隊推進事業実施要綱					月額166,000円
山梨県	甲斐市	農林業地域おこし協力隊	1名		集落営農組織	会計年度職員	月額154,600円
山梨県	北杜市	北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱			支援機関	個人事業主	月額225,000円

出典：インターネットで地域おこし協力隊+農業で検索した結果から作成、したがって必ずしもすべての事例を網羅しているわけではない。

2 地域おこし協力隊を活用した新規就農者確保対策の考え方

これまでの新規就農対策に加えて、現在の喫緊の課題となっている地域の農地の受け皿となる水田作メガファームの育成を目的として、法人の経営管理やスマート農業を指導できる人材を広く募集するために地域おこし協力隊制度を活用することも必要と考えられます。

＜地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者確保対策の考え方＞

○募集テーマ

水田作メガファーム育成支援員

○業務内容

水田作メガファーム育成支援

- ①スマート農業技術指導、経営管理指導、労務管理指導、マーケティング指導等
- ②機械化一貫体系が確立されている作物の農業技術研修
(水稲、小麦、大豆、子実トウモロコシ、タマネギ、ネギ、ジャガイモ等)

○地域おこし協力隊修了後

指導・研修終了後は、水田作メガファームの従業員として雇用就農する。

○地域おこし協力隊を派遣する水田作メガファームの要件

以下の要件をすべて満たす経営体

- ①経営形態：法人もしくは法人になると確実に見込まれる経営体
- ②経営規模：現在 50ha 以上の水田作経営を行っている経営体
- ③雇用形態：年間を通じて雇用している従業員がいる経営体もしくは今後雇用する予定の経営体
- ④経営目標：今後地域の農地の受け皿として経営規模を拡大し 100ha 以上の経営規模を目指す経営体
- ⑤認定農業者：認定農業者もしくは特定農業法人になっている経営体、もしくは、今後認定農業者や特定農業法人となる意向を持っている経営体

産業政策監調査研究報告 第 24 号

紫波町の農業の担い手確保に向けた統計分析と対応方向

執 筆 農村政策フェロー 小川勝弘

2024 年 1 月発行

発 行 岩手県紫波町 産業部 産業政策監

連絡先 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
電話 019-672-2111（代表）

紫波町ホームページ <https://www.town.shiwa.iwate.jp/>

本調査研究報告書の無断転用・使用はできません。本調査研究報告書の内容を使用する場合は、事前の許可が必要です。